遊佐町地域防災計画

資 料 編

平成 29 年 3 月 令和 2 年 3 月改正 令和 4 年 12 月改正

目 次

1 条例、協定等	
1-1 条例等	1
(1) 遊佐町防災会議条例	1
(2) 遊佐町防災会議委員名簿	3
(4) 遊佐町災害対策基本条例	
(5) 災害弔慰金の支給等に関する条例	10
(6) 遊佐町防災行政無線局運用規程	
(7) 防災行政用無線局運用細則(固定系)	20
(8) 遊佐町消防計画	23
(9) 消防対策要綱	
(10) 遊佐町消防団震災対応マニュアル	
(11) 酒田地区広域行政組合消防計画	
(12) 山形県沿岸流出油災害対策協議会会則	45
(13) 山形県沿岸排出油等防除協議会実施細目	49
(14) 令和4年度災害救助基準	
(15) 山形県自主防災組織整備推進要綱	
(16) 市町村防災訓練実施要項	
⑴ 山形県災害報告取扱要領	
(18) 山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	
1-2 災害応援協定等一覧	86
(1) 災害応援協定	86
(2) その他の協定等	
2 遊佐町周辺の災害履歴一覧表	89
3 災害危険箇所	
(1) 遊佐町土砂災害警戒区域図	
(2) 遊佐町洪水ハザードマップ	
(3) 液状化地図	
(4) 津波浸水想定図	
(5) 鳥海山火山防災マップ	
(6) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域	
(7) 土石流危険渓流	
(8) 急傾斜地崩壊危険個所(自然斜面)	
(9) 山腹崩壊危険地区	
(10) 崩壊土砂流出危険地区	111

1 条例、協定等

1-1 条例等

(1) 遊佐町防災会議条例

昭和38年3月18日 条例第1号

注 平成12年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、遊佐 町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平 12 条例 22·一部改正)

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 遊佐町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
 - (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査 審議すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (平 12 条例 22・平 24 条例 2・平 24 条例 16・一部改正)

(組織及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 山形県の知事の部局の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 山形県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 酒田地区広域行政組合消防本部消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関その他関係機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 1 号委員 3 人以内
 - (2) 2 号委員 2 人以内
 - (3) 3 号委員 1 人
 - (4) 4号委員 7人以内
 - (5) 7号委員 10人以内
 - (6) 8号委員 5人以内
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。
- (平22条例8・平24条例16・平25条例1・一部改正)

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者及び学識経験のある者のうちから、町長が

任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平 24 条例 16·一部改正)

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、防災事務主管課において処理する。

(平22条例8・追加)

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会 長が防災会議にはかつて定める。

(平 22 条例 8·旧第 5 条繰下)

附則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年12月24日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年7月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年12月20日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年3月2日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月17日条例第22号)抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月16日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月14日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 遊佐町防災会議委員名簿

番号	委員の	職名	住			所	
留万	要 員 の	141 1	電	話	番	号	

* 1 号 委 員 (指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者)

1	東北農政局山形拠点 地方参事官	山形市松波一丁目 3-7 023 - 622-7231
2	庄内森林管理署 署長	鶴岡市末広町 23-37 0235 - 22 - 3331
3	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所長	酒田市上安町一丁目 2 - 1 0234 - 27-3331

* 2 号 委 員 (山形県知事の部局の職員のうちから町長が任命する者)

1	山形県庄内総合支庁 総務企画部長	東田川郡三川町大字横山字袖東 19 - 1 0235 - 66 - 2111
2	山形県庄内保健所長	東田川郡三川町大字横山字袖東 19 - 1 0235 - 66 - 2111

* 3 号 委 員 (山形県警察の警察官のうちから町長が任命する者)

1	酒田警察署長	酒田市上安町一丁目1番地の1
1	但口言宗有文	0234 - 23 - 0110

* 4 号 委 員 (町長がその部内の職員のうちから指名する者)

1	副町長	遊佐町遊佐字舞鶴 202 0234 - 72 - 3311
2	企画課長	同 上
3	地域生活課長	同 上
4	健康福祉課長	同 上
5	産業課長	同 上
6	町民課長	同 上
7	教育課長	遊佐町遊佐字舞鶴 202 0234 - 72 - 5891

* 5 号 委 員 (遊佐町教育委員会の教育長)

1	遊佐町教育長	遊佐町遊佐字舞鶴 202
1	遊佐町教育長	0234 - 72 - 5891

* 6 号 委 員 (酒田地区広域行政組合消防本部消防長及び消防団長)

1	酒田地区広域行政組合	酒田市大町字上割 43 - 1
	消防本部 消防長	0234 - 31 - 7119
2	奶佐町消防団 団長	遊佐町遊佐字舞鶴 202
		0234 - 72 - 3311

* 7号委員(指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者)

1	東北電力ネットワーク株式会社 酒田電力センター 所長	酒田市千石町一丁目 12 - 34
2	公益社団法人 山形県トラック協会庄内支部長	酒田市宮海字新林 572 - 15 0234 - 33 - 1770
3	月光川土地改良区 理事長	遊佐町遊佐字京田 36 0234 - 72 - 3131
4	日向川土地改良区 理事	酒田市市条字村ノ前 68 - 1 0234 - 64 - 3210
5	東日本電信電話株式会社 山形支店 山形災害対策室長	山形市薬師町二丁目 18 - 1 NTT 薬師ビル 023 - 621 - 9181
6	庄内みどり農業協同組合 遊佐支店 支店長	遊佐町遊佐字広表 6 - 1 0234 - 72 - 3232
7	社団法人酒田地区医師会 十全堂 代表	酒田市船場町二丁目 1 - 31 0234 - 22 - 0558

* 8号委員(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者)

1	自主防災組織 代表	遊佐町遊佐字舞鶴 202
1	(遊佐町区長連絡協議会々長)	0234 - 72 - 3311
9	自主防災組織 代表	遊佐町遊佐字舞鶴 202
۷	(遊佐町区長連絡協議会副会長)	0234 - 72 - 3311
3	 遊佐町婦人会連絡協議会 会長	遊佐町遊佐字鶴田 52 - 2
J	姓代可州八云连附勋硪云 云文	0234 - 72 - 2236
4	遊佐町まちづくり協議会連合会 代表	遊佐町遊佐字舞鶴 202
4	(稲川地区まちづくり協会 会長)	0234 - 72 - 4523
5	社会福祉法人遊佐厚生会 代表	遊佐町遊佐字木ノ下 2
5	(特別養護老人ホーム ゆうすい 施設長)	0234 - 71 - 2133

(3) 遊佐町災害対策本部条例

昭和38年3月18日 条例第2号

注 平成8年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、 遊佐町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする

(平8条例4・平24条例16・一部改正)

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を 代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例4・追加)

(由経)

第5条 災害対策本部の庶務は、防災事務主管課において処理する。

(平8条例4・旧第4条繰下)

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。 (平8条例4・旧第5条繰下)

附則

- この条例は、昭和38年4月1日から施行する。
 - 附 則(昭和40年6月21日条例第16号)
- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月2日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月19日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 遊佐町災害対策基本条例

平成 28 年 3 月 14 日 条例第 2 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民、事業者、町その他町に関わるものの災害対策における責務及び役割を明らかにするとともに、災害の予防、災害が発生した際の応急対策及び災害の復旧に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もつて町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の 異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により生じる被害をいう。
 - (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに災害の復旧を図ることをいう。
 - (3) 町民 町内に居住し、又は居所を有する者をいう。
 - (4) 事業者 町内において事業活動又は公益的な活動を行う個人、法人及び団体をいう。
 - (5) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
 - (6) 避難行動要支援者 前号の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に 自ら避難する等の行動が困難な者で特に支援を要するものをいう。
 - (7) 自主防災組織 住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織をいう。

(基本理念)

- 第3条 災害対策への取組は、次に掲げる理念を基本として、町民、事業者及び町それぞれが連携を 図りながら行わなければならない。
 - (1) 町民及び事業者が、自己の責任により自らを災害から守るという自助の理念
 - (2) 町民及び事業者が、地域において相互に助け合い、互いを災害から守るという共助の理念
 - (3) 町が、町民及び事業者を災害から守るための施策を推進するという公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 遊佐町防災会議(災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条 第1項の規定により設置した防災会議をいう。)は、遊佐町地域防災計画を作成するに当たつては、 前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第2章 自助

(町民の自助)

- 第5条 町民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。
 - (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
 - (2) 家具の転倒及び物品の落下の防止のための措置を講ずること。
 - (3) 出火の防止のための措置を講ずること。
 - (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
 - (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に自らが必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
 - (6) 避難経路、避難場所及び避難方法を確認すること。
 - (7) 災害時における家族等の安否の確認のための連絡先、連絡方法及び集合場所等を確認すること。
 - (8) 防災に関する情報を取得すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に必要な事項に関すること。

(事業者の自助)

- 第6条 事業者は、従業員及び顧客(以下「従業員等」という。)の安全の確保のため、次に掲げる 事項について、災害に備えるよう努めなければならない。
 - (1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
 - (2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
 - (3) 出火の防止のための措置を講ずること。
 - (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
 - (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に従業員等が必要とする物資の備蓄又は確保を図るこ

と。

- (6) 避難経路、避難場所及び避難方法についての確認及び従業員等への周知を行うこと。
- (7) 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知を行い、防災訓練を実施すること。
- (8) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等への周知を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に必要な事項に関すること。
- 2 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においては早期に再開できるよう 体制の整備に努めるものとする。

第3章 共助

(町民の共助)

- 第7条 町民は、町が実施する災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)に協力しな ければならない。
- 2 町民は、互いの生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織を結成するよう努めなければならない。
- 3 町民は、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

(自主防災組織の責務)

- 第8条 自主防災組織は、地域住民、消防団、事業者等と協力し、地域における災害対策のための活動を実施するとともに、地域住民の安全確保に努めなければならない。
- 2 自主防災組織は、町が実施する災害対策事業に協力しなければならない。

(事業者の共助)

- 第9条 事業者は、町が実施する災害対策事業に協力しなければならない。
- 2 事業者は、自主防災組織が行う災害対策のための活動に協力するよう努めなければならない。 (要配慮者への支援)
- 第 10 条 町民、事業者及び自主防災組織は、災害時において共助の理念に基づき、要配慮者の安全 が確保されるよう協力して支援に努めなければならない。

第4章 公助

第1節 基本方針

(町の責務)

第11条 町は、法第5条の規定に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急対策及び災害の復 旧に関する必要な対策を推進することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、 安全を確保しなければならない。

(町の職員の責務)

第 12 条 町の職員は、町民の安全な生活を確保するため、防災に関する知識及び技術を習得すると ともに、地域における安全なまちづくりのための活動に積極的に参加しなければならない。 (基本方針)

- 第13条 町は、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。
 - (1) 町民及び事業者との協働により、災害対策を推進すること。
 - (2) 災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。
- 第2節 協働による災害対策の推進

(自主防災組織の育成及び支援)

- 第14条 町は、自主防災組織の育成のため、必要な助成及び研修の実施並びに自主的な防災に係る 意識の啓発に努めなければならない。
- 2 町は、自主防災組織の活動の促進を図るため、自主防災組織が行う災害対策のための活動において指導的役割を担う人材の育成その他必要な支援に努めなければならない。

(避難行動要支援者への支援)

- 第 15 条 町は、避難行動要支援者の災害時における安全確保のため、支援体制をあらかじめ整備しなければならない。
- 2 町長は、前項の支援体制の整備及び災害時の支援活動のため、町が保有する個人情報(遊佐町個人情報保護条例(平成15年条例第1号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。)を法第49条の10第2項各号に規定する範囲で避難行動要支援者への支援活動等のために収集し、避難行動要支援者名簿を作成のうえ、内部で利用することができる。

- 3 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織及び民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員をはじめ法第49条の11第2項に規定する範囲の関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。
- 4 第3項の規定に基づき、町長から避難行動要支援者名簿の情報の提供を受ける関係者は、災害対策に資するためにこれを受領し、当該情報が災害対策以外の目的に使われることのないよう保全するものとする。

(個別避難計画)

- 第15条の2 町長は、法第49条の14の各号に基づき個別避難計画を作成するよう努めるものとし、 個別避難計画に記載された情報を内部で利用することができる。
- 2 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織及び民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員をはじめ法第49条の11第2項に規定する範囲の関係者に対し、個別避難計画の情報を提供することができる。
- 3 前項の規定に基づき、町長から個別避難計画の情報の提供を受ける関係者は、災害対策に資する ためにこれを受領し、当該情報が災害対策以外の目的に使われることの内容保全するものとする。 (知識の普及等)
- 第16条 町は、防災に関する知識の普及を積極的に推進するとともに、防災教育の充実を図り、町 民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。
- 2 町は、関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するよう努めなければならない。 (情報の提供)
- 第17条 町は、危険個所、避難場所、避難所その他災害対策に係る施設等を表示した地図を作製し、 災害対策に関する情報を町民及び事業者に提供しなければならない。
- 2 町は、災害時における地震情報、気象情報等を早急かつ正確に把握し、町民が、まちづくりセンターその他町の施設において情報を入手できる体制を整備しなければならない。

(ボランティア活動への支援等)

- 第18条 町は、災害が発生した場合におけるボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施 を確保するため、平常時から幅広い組織づくりを推進するとともに、活動拠点及び物資の提供その 他必要な支援並びに連絡調整を行う体制の確立に努めなければならない。
- 第3節 災害に強いまちづくりの推進

(応急医療体制の整備)

- 第19条 町は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備するとともに、災害時においては、 町民、事業者、自主防災組織及び医療機関と連携協力し、傷病者の救護に当たらなければならない。 (備蓄物資の整備)
- 第20条 町は、災害時に必要な備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

(応急対策を行うための体制の確立)

第21条 町は、災害時においては、直ちに法第23条の2第1項の規定により設置する災害対策本部を中心とする応急対策を行うための体制を確立しなければならない。

(避難所の開設)

第22条 町は、災害時において被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を 開設し、運営しなければならない。

(施設又は設備の復旧)

第23条 町は、災害により電気、通信、交通その他町民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

(復旧の推進)

第24条 町は、災害により重大な被害が発生したときは、国、県、他の地方公共団体及び関係機関等と連携協力し、早期の復旧に努めなければならない。

(復興対策)

- 第25条 町は、災害により重大な被害が発生したときは、災害復興基本計画を策定し、町民生活、 経済等の再生及び安定並びに社会基盤の安全性の向上に配慮した復興対策を実施するものとする。
- 2 町は、災害により重大な被害が発生したときは、国、県、他の地方公共団体及び関係機関等と連携を図るとともに、町民及び事業者による復興を支援するものとする。

(防災に係る協定)

第26条 町は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、協力の要請を迅速かつ 円滑に行うことができるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

(他の地方公共団体への支援)

第27条 町は、前条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行うよう努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この条例は、令和4年9月20日から交付する。

(5) 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年3月24日条例第12号 改正 昭和57年12月25日条例第18号 昭和63年12月27日条例第26号 平成3年12月25日条例第29号 平成23年3月16日条例第5号 平成23年9月20日条例第20号 令和2年3月13日条例第14号

注 平成23年3月から改正経過を注記した。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。) 及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自 然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体 に著しい障がいを受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた 世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資するこ とを目的とする。

(平 23 条例 5·一部改正)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
 - (2) 町民 災害により被害を受けた当時、遊佐町の区域内に住所を有した者をいう。
 - 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町長は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。) により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

- 第4条 災害 形 慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。) を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - 工孫
 - 才 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖 父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母 を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定に かかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平 23 条例 20·一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその 死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合に あつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係 る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該 支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定に よるものとする。

(支給の制限)

- - (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
 - (2) 今第2条に規定する場合
 - (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつたこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

- 第8条 町長は、災害 帯をの支給を行うべき 事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該町民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(平 23 条例 5 · 一部改正)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(平 23 条例 5 · 一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町 民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとす る。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

- 第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。) があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財 の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
 - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円

- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
- エ 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償環等)

- 第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還することができる。
- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(令2条例14·一部改正)

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかつた町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和63年12月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月25日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 20 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和2年3月13日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

(6) 遊佐町防災行政無線局運用規程

平成 12 年 3 月 14 日

(目的)

第1条 この規程は、遊佐町が地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務に関して開設する防災 行政用無線局(固定系)(以下、「無線局」という。)の適正な管理、運用を図るために必要な事項 を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 無線局

電波法(昭和25年法律第131号)第2条第5号に規定する無線局をいう。

(2) 同報親局

特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

(3) 屋外子局

同報親局の通信の相手方となる受信設備(アンサーバック方式を付加する場合は、同方式の送 受信設備を含む。)をいう。

(4) 無線従事者

電波法第2条第6号に規定する者をいう。

(無線局の総括管理者)

- 第3条 無線局に総括管理者を置く
- 2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、遊佐町長とする。

(管理責任者)

- 第4条 無線局に管理責任者を置く。
- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理、運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者には、管理担当部課の長の職にある者をあてる。

(通信取扱責任者)

- 第5条 無線局に通信取扱責任者を置く。
- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者を指揮監督し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から、管理責任者が指名する。 (無線従事者の配置、養成等)
- 第6条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置する。
- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の要請に留意する。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名簿(別表1)を作成する。

(無線従事者の任務)

第7条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌に記載する。

(通信取扱者)

- 第8条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法令を遵守し、法令に基づく無線局の運用を 行う。
- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(業務書類等の管理)

- 第9条 管理責任者は、電波法例に基づく業務書類を管理、保管する。
- 2 管理責任者は、電波法例集を常に現行のものに維持しておく。
- 3 無線業務日誌を記入した場合は、管理責任者及び通信取扱責任者の承認を受ける。
- 4 管理責任者は、無線従事者選解任届の写しを整理、保管しておく。
- 5 管理責任者は、無線局免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間において、再免許の申請を行う。

(提出書類)

第 10 条 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは遅滞なく東北総合通信局長に届出を する。

(無線局の運用)

- 第11条 無線局の運用方法については、別に定める運用催促による。
- 2 非常災害時等における無線局の適切な運用を確保するため、酒田地区広域行政組合消防署遊佐分署に遠隔制御装置を設置し、別に定める運用協定書に基づき、これを運用するものとする。 (無線設備の保守点検)
- 第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。
 - (1) 週点検
 - (2) 四半期点検
 - (3) 年点検(年1回以上)
- 2 前項の点検の結果は、点検記録簿(別表2~別表5)に記録しておく。
- 3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。
 - (1) 週点検 通信取扱責任者
 - (2) 四半期点検 管理責任者
 - (3) 年点検 総括管理者
- 4 予備装置及び予備電源は、毎四半期1回以上使用し、機能を確認しておく。
- 5 戸別受信機は、週点検及び年点検の実施時に使用者の協力を得て、その動作状況を確認する。ただし、老人世帯その他協力を得ることが困難な場合は、町の職員が使用者に代わり確認する。
- 6 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに責任者に報告し、措置するとともに保守契約を締結している業者等に連絡し障害の除去に努める。

(通信訓練)

- 第 13 条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟化を図るため、次により定期的に通信訓練を行う。
 - (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
 - (2) 定期通信訓練

四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報等の伝達訓練を重点として行う。

(研修)

第14条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法令、運用方法及び無線機の取 扱要領等について研修を行う。

附則

この規程は、平成12年3月14日から実施する。

局名	(呼び出名称)

無線従事者名簿

年 月 日現在

		1				年	月	日現在
所	属	氏	名	免許証の番号	選任年月日		備	考

無線局週点検記録簿(同報親局)

	1	(旧)	3親局)			
局 名				点検者	 氏名	通信取扱責任者
(呼出名称)						(fi)
点検年月日	年	月	日	天 候		
設備の区分	点	、 検	項	目		点検結果
	電源電圧	V	電源電流	Ĉ	A	
	電源ランプ	点灯	ì	肖灯		
無線設備	無線機器動作状態					
	AC 電源断の場合	の予備電源	の動作			
	送信電力	W				
	選択呼出し(緊急	急一括、一括	,郡別、伯	固別)の動作	乍	
	送信ボタンを押り	た場合の送	出状態			
	伝播発射終了後の					
操作卓	チャイム、マイクベルの調整					
	音声レベル、信号					
	ディスプレイに。					
付属装置	機能動作					
	親局用及び中継り及び予備電源に				液の測定	
	7 VIII - 2 IVIII - 3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
備考						

別表 3 無 線 局 四 半 期 点 検 記 録 簿 (遠隔制御装置・屋外子局・戸別受信機)

遠隔制御装置設置					戸別	受信機	<u>\$</u>	管 3	理 責	任者	
		No.	\sim No).		No.	\sim No.				
点検年月日		年 月	日	天候			点検者	氏名			
設備の区分			点	検	項	目			点	検系	吉 果
	電池的	電圧の確	認		V						
予 備 電 源 装 置	電源	切換試験									
非 常 灯											
空中線系											
				屋外· No		結	果	戸別受 No		結	果
屋外子局設備	**	\$合動作詞	北 縣								
戸別受信機	77.2	. [] 297] [H									
遠隔制御装置		合動作詞			J	支			į	否	
	戸別	補充充電。 受信機電			異状があ	っれば直	ちに役場	景に連絡)		
備考	特記	事項									

無線局 年点検記 録簿 (設備関係)

点検(測定)年月日 年 月 日 測定者氏名

			MACE		総括責任者		
測定					(FI)		
測定器名					管理責任者		
					(FI)		
局	名(呼 出 名 称)						
現	用・予備の別						
点	検 項 目	点	検	結	果		
	製 造 番 号						
電	波の形式及び周波数(畑)						
2	空中線電力(W)						
	周波数偏差(±Hz)						
測	周波数偏移(kHz)						
定	電源電圧(V)						
足	空中線電力(W)						
値	スプリアス(2 n , 3n, n/2, n-1/n+1)						
	S/N(中継系を含む。)						
	T V I · F M I						
動	予 備 装 置						
動作試験	予 備 電 源						
験	戸別受信機の動作状況						
	総合テスト						
	均等補充充電の実施						
備	戸別受信機電池の交換(防災	訓練の実施日に交換)					
	特記事項						
考							

無線局年点検記録簿 (業務関係)

点検年月日	年	月	日	総:	括責	任者	(EI)
点検者氏名				管:	理 責	任者	(II)
呼出名称・屋外子局	番号・戸別受	定信機和	番号				
点検項目				点検結果			
通信取扱者に対する研	修又は指導監	芸督の不	有無				
選任している無線従事	者数の適否						
管理責任部署に配置さ の適否	されている無	線従事	手者数				
無線従事者選(解)任	·届の提出の有	「無					
免許状の備付けの有無	及び掲示方法	らの 適る					
定期通信訓練実施の有	·無						
無線設備の耐震対策の	確認						
戸別受信機の聴取状況	の確認						
備							
考	考						

(7) 防災行政用無線局運用細則(固定系)

(目的)

第1条 この細則は、遊佐町防災行政用無線局管理運用規程(固定系)(以下、「規程」という。)第 11条に基づき、防災行政用無線局(固定系)の運用を円滑に行うために必要な事項を定めること を目的とする。

(诵信の種類)

第2条 通信の種類は、定時通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

- 第3条 通信事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 地震、台風等に関する予・警報の伝達など、防災行政に関すること。
 - (2) 地方自治法第2条第3項に定める事項

(通信時間等)

- 第4条 通信時間等は、次の各号による。
 - (1) 定時通信は、あらかじめ決められた時間に行うもので、その通信時間は別に定める。
 - (2) 緊急通信は、地震、台風その他緊急事態が発生し、又は発生が予測されるときに行う。 (通信の申込み)
- 第5条 通信の申し込み手続きは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のあるものについては、無線通信依頼書(以下、「通信依頼書」という。)(別表)によりあらかじめ管理責任者に提出する。
 - (2) 緊急を要する場合は、口頭により届出を行うことができる。口頭による届出内容は、通信依頼書に記入しておく。
 - (3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定する。通信を否としたときは、その旨を通信依頼者に通知する。

(通信の制限)

- 第6条 管理責任者は、災害発生その他特に理由があるときは通信を制限することができる。 (通信の記録)
- 第7条 通信取扱責任者は、通信を行ったときは無線業務日誌に必要事項を記載する。 (通信の方法)
- 第8条 通信の方法は次による。ただし、緊急事態が発生した場合は、この限りでない。この場合の 通信方法は、必要最小限の事項を伝達できるものでなければならない。
 - (1) 必要のない無線通信は、行わない。
 - (2) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔にする。
 - (3) 無線通信を行うときは、時局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。
 - (4) 無線通信は、正確に行い、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正する。 通信の方法としては、原則として、次により行う。
 - ① 一括呼出し
 - ② グループ呼出し
 - ③ 戸別呼出し
 - (例) 平常時 「こちらはぼうさい $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ($1\sim2$ 回)…通信内容…以上で終わります。こちらはぼうさい $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ (1回)」

災害時 「こちらはぼうさい $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ($1\sim2$ 回) …災害に関する 通信内容…以上で終わります。こちらはぼうさい $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ (1 回)」 1回あたりの通信時間は、原則として3分以内とする。

④ 呼び出しの簡素化

呼び出しを行う場合において確実に連絡設定が認められるときは、「こちらは」及び時局の 呼出名称を省略することができる。

これらの事項を省略した場合は、通信中少なくとも1回以上時局の呼出名称を送信する。 (親局通信装置付屋外子局の運用等)

第9条 同報親局と通信する機能を持つ屋外子局(以下、「通信装置付子局」という。から親局への 通信は、原則として、第3条第1項の通信を行う場合に限る。

- 2 通信装置付子局の運用等については、第2条から第8条までの規定を準用する。
- 3 子局側からの連続使用時間(音声及び FAX 等)は、最大 3 分を超えないこと。
- 4 子局側からの送信動作継続中であっても、災害を感知した場合は、速やかに中断すること。

附則

この細則は、平成12年3月14日から実施する。

無線通信依頼書

管理責任者			通 信 取 扱 責 任 者		
依頼年月日	年 月	日	依頼者所属長		
件名					
通信日時	年月	日	開始 時 終了 時	分 分	
通信区域	A: 一括	B:郡別	C:個別(地区名)	
1 文/今本)计磁:	切)でもおようです。			z. /⇌	
	絜に表現すること 入しないこと。	0	如	<u> </u>	
			理 担	旦当者	

(8) 遊佐町消防計画

1 目的

この計画は、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、遊佐町の消防組織及び施設の整備を図り、災害の予防と災害発生時における消防力を効果的に発揮させることを目的とする。

2 組織計画

遊佐町消防団(以下「消防団」という。)の組織構成は、別表1の組織図のとおりとする。

(2) 消防団の管轄区域

分団名	管 轄 区 域
本 部	全域
第1分団	広野、藤井、臂曲、金俣、岩野、三ノ俣、蚕桑、袋地、舞台、野沢上、野沢中、
	野沢下、下野沢、京田、京田新田、旭ヶ丘、上吉出、中吉出、下吉出、和田、漆
	曾根、尻引岡田、七日町、六日町、五日町、駅前一、駅前二、十日町、八日町、
	大楯、平津新田、境田
第2分団	妻坂、杉沢南、杉沢北、開畑、上蕨岡、上蕨岡坂下、大蕨岡、鹿野沢、平津、上
	長橋、下長橋、上小松、下小松、石辻、三川、上大内、下大内、水上
第3分団	富岡、畑、北目、丸子、上戸、下当上、下当下、東山、山崎、樽川、中山、升川、
	南山、谷地上、谷地下、石淵、松山、菅野上、菅野下
第4分団	女鹿、滝ノ浦、鳥崎、湯ノ田、横町一、横町二、横町三、布倉、宿町一、宿町二、
	宿町三、宿町四、宿町五、西浜、箕輪、落伏、小野曽
第5分団	千本柳、田中、大井、服部、増穂、江地、楸島、西宮田、東宮田、北宮田
第6分団	茂り松、上藤崎一、上藤崎二、中藤崎、下藤崎一、下藤崎二、白木、青塚、服
	部興野、比子下モ山、十里塚、西谷地、大谷地、出戸、田地下
定数(人)	620

(3) 消防団の業務

消防団の業務は、概ね次のとおりとする。

ア 通常の業務

- (ア) 火災予防活動
- (4) 火災警防活動
- (ウ) 消防機械器具の整備点検
- (エ) 消防水利の整備点検
- (オ) その他必要な消防活動

イ 非常災害時の業務

- (ア) 災害防ぎょ活動
- (イ) 消火、警戒、避難誘導、救出救助、捜索活動
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) その他災害防ぎょに必要な活動

3 消防力等の整備計画

(1) 消防力の現況

消防団の人員、施設及び資機材を含めた現有の消防力等は、毎年、酒田地区広域行政組合消防本部の消防年報をもって把握しておくものとする。

(2) 消防力の増強又は更新

消防力の増強又は更新は、遊佐町振興計画の定めるところによる。

(3) 施設及び資機材の整備点検

ア 定期点検

- (ア) 消防団の各班は、毎月消防機械器具の整備点検を行うものとする。
- (4) 消防団の各班は、2年ごとに消防ポンプの性能点検を行うものとする。

イ 特別点検

町長は、毎年1回、春季消防演習時に消防団員の人員、姿勢、服装、機械器具及び訓練礼式 について点検を行うものとする。

ウ現場点検

消防団の各分団長は、水火災の防ぎょその他の消防作業が終わったとき、現場において人員、機械器具及びその他必要な事項について点検を行い、その結果を団長に報告するものとする。

4 調査計画

消防団は、適切な防ぎょ活動を行うことができるよう、地理水利の状況について調査するものとする。

(1) 定期調査

各班長は、毎月、班内区域の地理水利調査を行うものとする。

(2) 特別調査

最高幹部(分団長以上)は、毎年町内全域の地理水利調査を行うものとする。

- 5 教育・訓練計画
 - (1) 教育
 - ア 学校教育

消防大学校教育訓練計画及び山形県消防学校教育訓練計画に基づいて、団員を派遣し行うものとする。

イ 研修

新任幹部研修、初任者研修及び幹部研修を毎年実施するほか、各種研修会等へ団員を派遣し 行うものとする。

(2) 訓練

消防団が行う訓練は次に掲げるものとし、開催期日、内容等は、最高幹部会又は幹部会で決定するものとする。

ア 礼式訓練

- イ 消防操法訓練(各班ごと)
- ウ 各種災害訓練(建物火災防ぎょ訓練、林野火災防ぎょ訓練、水防訓練等)
- エ 機関員ポンプ運用訓練
- 6 災害予防計画
 - (1) 火災予防査察

消防団の各班は、春と秋の火災予防運動期間に合わせ、管轄区域の一般家庭の火災予防査察を 行うものとする。

指導内容

- ア 火気使用設備、器具の正しい取扱いの指導
- イ 消火器具の設置及び取扱いについての指導
- ウ 住宅用火災警報器の普及
- エ その他防火思想の普及
- (2) 広報活動

防火意識の高揚と消防に対する理解・協力を深めるため、広報活動を積極的に行うものとする。 ア 車両による広報

春と秋の火災予防運動期間に合わせ、広報車、消防ポンプ自動車等による火災予防広報を行うものとする。

イ 横断幕、看板等による広報

消防団の各班は、春と秋の火災予防運動期間中に、横断幕、看板等を掲示するとともに、朝夕の定時に半鐘、サイレンを吹鳴し地域住民に火災予防を呼びかけるものとする。

ウ 民間防火組織の育成

自主防災会、女性防火クラブ等の民間防火組織との訓練に取り組み、防災知識の普及と火災 予防の徹底を図るものとする。

7 警報発令時の警戒体制

(1) 火災警報

火災警報が発令された場合は、各分団において分団長の統轄による初動体制の強化等の警戒体制をとり、警報解除までその任務にあたるものとする。

(2) 強風時、暴風警報発令時

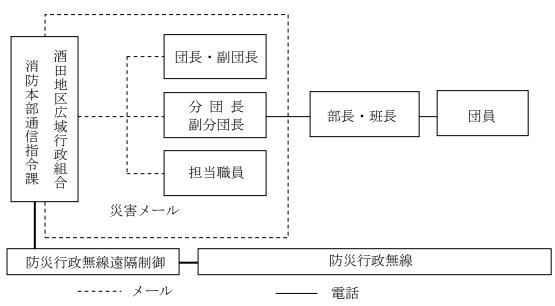
強風注意報、暴風警報が発令された場合は、各分団において管轄区域の警戒にあたり、分団長の責任において警戒解除までその任務にあたるものとする。

(3) その他

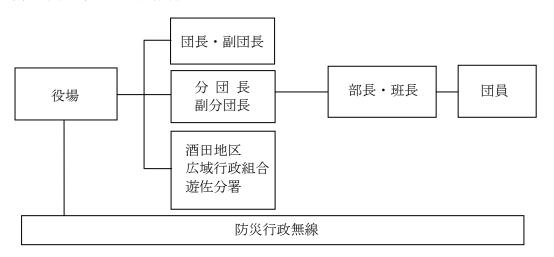
地震等の緊急事態が発生した場合は、団長は震災対策マニュアル等に基づき全団員の出動命令を発令するものとする。

8 災害発生時の情報伝達計画

(1) 火災発生時の連絡体制



(2) 非常災害時の連絡体制



9 情報計画

火災及びその他の災害に関する情報の収集、関係機関に対する報告又は通報は、遊佐町地域防災 計画の定めるところによる。

10 火災警防計画

- (1) 火災における警防活動は、遊佐町消防団対策要綱の定めるところによる。
- (2) 地震、津波、風水害及び土砂災害等を警戒し、これらの災害による被害を軽減するための活動は、遊佐町地域防災計画の定めるところによる。

11 避難計画

住民の身体、生命を災害から保護するための避難に関する活動は、遊佐町地域防災計画の定めるところによる。

12 救出、救助計画

住民の生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の救出、救助に関する活動は、遊佐町地域防災計画の定めるところによる。

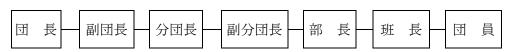
13 応援要請計画

災害時における消防の応援協力要請は、山形県広域消防相互応援協定書(昭和 53 年)の定める ところによる。

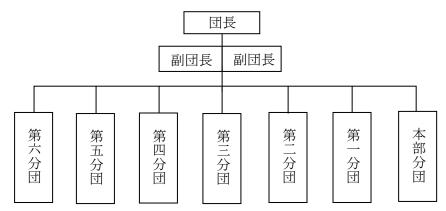
別表 1

遊佐町消防団組織図

1 職制



2 編成



3 車種別明細

	別明;			
	重 另	ij	U. 14 #	+45.0 - 1
分団	部	班	地域名	車種の区分
本音	本部分団		町全域	指揮広報車
	1	1	六日町、◎十日町	自動車
	1	2	◎駅前一、駅前二	救助積載車
	2	1	◎大楯、平津新田、	軽積載車
		2	◎八日町、十日町	小型
	3	1	◎五日町、七日町、尻引岡田、京田、京田新田	軽積載車
	ົວ	2	◎漆曽根、和田、境田	小型
		1	◎下野沢	小型
1	4	2	野沢上、◎野沢中、舞台	普通積載車
1		3	野沢上、野沢中、野沢下、◎舞台	小型
	5 1		◎中吉出、下吉出	小型
	5	2	◎上吉出、旭ヶ丘	軽積載車
		1	◎袋地	小型
	6	2	◎岩野、金俣、臂曲、三ノ俣	小型
		3	◎蚕桑	小型
	7	1	◎藤井	普通積載車
	′	2	◎広野	小型
	1	1	◎上大内	自動車
		1	◎褄坂	小型
	2	2 ◎杉沢南		軽積載車
2		3	◎杉沢北	小型
	2	4	◎ 開畑	小型
		1	◎上蕨岡	小型
	3	2	◎大蕨岡	小型
		3	◎鹿野沢	軽積載車

利	重 另	IJ		
分	部	班	地 域 名	車種の区分
団	17.1		© TE VII.	1 111
		4	◎平津	小型
		1	◎上小松、上長橋	小型
	4	2	◎石辻	軽積載車
		3		小型
		1	下長橋	1 #1
	5	3	◎下小松◎水上	小型
				小型
		4	◎下大内 ◎ Light	小型
		1	◎山崎	自動車
	1	2	◎富岡	小型
		3	◎北目	小型
		4	◎丸子	小型
		1	◎畑、上戸	小型
3	2	2	◎下当、東山	軽積載車
		3	◎中山、樽川	小型
		4	◎升川	軽積載車
		1	◎南山、松山	軽積載車
	3	2	◎谷地下、谷地上、石淵	軽積載車
		3	◎菅野上、菅野下	小型
	1	1	◎宿町一、宿町二、横町の一部	自動車
	1	2	◎宿町二、宿町三	普通積載車
		1	◎宿町三、宿町四、宿町五	小型
	2 2		◎西浜	軽積載車
4		3	◎箕輪、落伏	小型
	3	1	横町一、横町二、◎横三、布倉	軽積載車
		2	◎小野曽	軽積載車
	4	1	◎女鹿	軽積載車
		2	◎鳥崎、滝ノ浦、湯ノ田	小型
5	1	1	◎大井、服部	自動車
		2	◎田中、千本柳	小型
5	2	1	◎増穂	軽積載車
		2	◎宮田	軽積載車
	1	1	◎下藤崎一、◎出戸	自動車
		2	◎下藤崎二、田地下	小型
		1	◎上藤崎一、上藤崎二、茂り松	軽積載車
	2	2	◎大谷地、中藤崎の一部	小型
6		3	◎西谷地、中藤崎の一部	小型
		1	◎白木	小型
	3	2	◎青塚	小型
	J	3	◎服部興野、比子下モ山	小型
/世		4	○十里塚	軽積載車

備考 ◎印は、消防機具庫設置集落である。

(9) 消防対策要綱

(目的)

第1 この要綱は、火災の警戒及び鎮圧について必要な運営事項を定め、遊佐町消防団の機能を十分 に発揮して住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、火災による被害を軽減することを目的 とする。

(用語)

- 第2 この要綱の用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 消 防 隊 消防機械器具を装備した消防団員により編成された1団
 - (2) 残留消防隊 火災発生によって、署所の消防隊が現場出場した後、気象状況、火災の規模によって命令により、後発火災時に備えてその署所で警戒する消防隊
 - (3) 署 所消防署(分署)、消防団詰所
 - (4) 警 防 火災を警戒し、鎮圧する一切の業務

 - (6) 防ぎょ線 道路、空地、その他によって、延焼を阻止する線

(団員の任務)

- 第3 団長等の任務は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 団長の任務

団長は、消防団を指揮統制しこの要綱の定めるところにより、被害を最小限にとどめるととも に年次計画に基づき、団員を教育訓練し常に適切な警戒防ぎょができるようにしなければならない。

(2) 副団長の任務

副団長は団長を補佐し、団長不在の場合は団長の任務を代理しなければならない。

(3) 指導員の任務

指導員は、団長の命を受け団員の訓練指導にあたり、団員の訓練、礼式及び諸技術の向上に努めなければならない。

(4) 分団長の任務

分団長は、団長の命を受け所属の団員を把握し、常に最高の能力を発揮し、部長及び班長を統制し団員の教養訓練及び適切な警戒防ぎょができるように努めなければならない。

(5) 副分団長の任務

副分団長は、分団長を補佐し、分団長不在の場合は分団長の任務を代理しなければならない。

(6) 部長の任務

部長は、分団長の命を受け班長以下の団員を把握し、平常時にあっては配備されている機械器 具及び格納庫の維持管理、地水利の整備等を行い、火災現場では小隊長として小隊を最高度に活 用できるよう指揮統制しなければならない。

(7) 班長の任務

班長は、部長の命を受け平常時にあっては配備されている機械器具及び格納庫の維持管理、地 水利の整備等を行うとともに、防ぎょに必要な操法訓練等を実施し、火災時には分隊長として分 隊を最高度に活用できるよう指揮統制しなければならない。

(8) 団員の任務

団員は、上司の指示により行動し、常に備えられた消防機械器具及び格納庫等の維持管理、地 水利の整備点検を行い、有事に際しては日頃の鍛えた能力を十分発揮し、迅速かつ的確な行動が できるように努めなければならない。

(防ぎょの基本)

- 第4 火災の防ぎょ活動は、人命救助に主力を注がなければならない。
- 2 火災防ぎょは、延焼防止を主眼とし、いたずらに目前の火災のみにとらわれて、予測しない局面 に火災を拡大させることのないよう留意しなければならない。

(現場指揮)

第5 消防団が火災現場に出場した場合。消防団長は消防長の所轄の下に行動し、その他の団員は 団長の指揮の下に行動しなければならない。

(火災現場本部)

第6 火災を覚知した場合は、直ちに所轄分団において火災現場本部を設置するものとする。その 構成は、団長以下その他の幹部とし、その任務は情報収集、安全管理、部隊運用及び関係機関と の連絡調整を行うものとする。

(残火整理)

第7 分団長は、管轄区域内において火災が発生し、鎮火後に消防署隊が引き上げた後は、各部長、 班長に指示し、団員に残火整理と再燃防止警戒を行わせなければならない。

(消防隊の編成)

- 第8 消防隊の編成は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 分 隊 消防車両又は小型動力ポンプ1隊をもって1分隊とする。
 - (2) 小 隊 2~5分隊をもって1小隊とする。
 - (3) 隊 長 小隊長は部長、分隊長は班長とする。

(火災出場の指定)

- 第9 火災出場は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第1出場 初期消火を目的としたもので、別表1のとおり。
 - (2) 第2出場 炎上火災又は延焼火災を確認した場合の出場体制で、別表2のとおり。
 - (3) 特命出場 気象状況、特殊火災等で、団長が必要と認めたときは特命出場を命ずることができる。

(火災防ぎょ上の遵守事項)

- 第10 各隊員は、次の各号に掲げる事項に留意して火災防ぎょにあたらなければならない。
 - (1) 一般原則
 - ア 人命検索救助行動を優先する。
 - イ 火災防ぎょは、周囲建物への延焼阻止に主眼を置く。
 - ウ 先着隊は、直近の水利に部署し、後続隊の活動障害にならないように停車する。
 - エ 筒先配備は、背面、側面及び2階、1階の順とする。
 - オ 延焼防止線は、内壁、小屋裏区画、廊下、階段口とする。
 - カ 火煙認知の有無にかかわらず水利部署すること。
 - キ 消防ポンプ自動車にあっては、原則として2線放水を行い、機械の性能を高度に活用する こと
 - ク ホース延長は曲折その他に注意し、十分な余裕をとり移動注水に便利なように配慮すること。
 - (2) 木造密集地火災
 - ア 筒先配備は、ブロック内火災は包囲、角火災は両面、面火災は背面及び両側とし、風向及 び周囲の建物配置を考慮して配備順位を決定する。
 - イ 筒先は、建物感に進入し、火勢制圧後屋内侵入を図る。
 - ウ 建物間に間隙がない場合は、延焼危険の大きい建物に進入する。
 - エ 筒先は、一箇所に止まらず積極的に移動する。移動に備えてあらかじめ余裕ホースを十分 にとる。
 - オ 指揮者は、迅速に筒先配備状況を把握し、火点の包囲を図る。後続隊は、先着隊の間隙を 補完する。
 - (3) 木造大規模建物火災
 - ア 長時間の防ぎょ活動となるため、水量豊富な水利を選定すること。

- イ 内部進入が困難な場合は、筒先配備を火点建物の火勢制圧と隣棟建物の延焼阻止に区分し、 延焼火勢制圧後に火点建物に集中する。
- ウ 大口径ノズルによる高圧注水及び放水銃の活用を図る。
- エ 筒先部署は、火災伝走を考慮して余裕距離をとること。
- オ 延焼防止線は、防火壁、階段、建物屈曲部として筒先配備を集中配備させる。
- カ 注水は、倒壊、落下防止のため横画材の組み合わせ部分を目標にし、天井破壊を積極的に 行う.
- キ 倒壊、天井落下等に十分注意し、ストレート注水により、落下しやすい物を一掃する。

(隣接市への応援出場)

第 11 応援出場は、消防長の命令に基づき出場することを原則とする。ただし、酒田市の一部にあっては、酒田地区消防相互応援協定書に基づき、あらかじめ定められた区分(別表 3)により出場する。

(火災警報発令時の処置)

- 第12 火災警報が発令されたときは、次の各号の定めるところにより厳重に警戒しなければならない。
 - (1) 分団長は直ちに分団本部を開設し、部長及び班長へ速やかにその旨を通知するとともに、消防ポンプ自動車分隊を待機させること。
 - (2) 分団長は、管轄区域内で火災予防の広報宣伝を実施させるとともに、必要に応じて巡視すること。
 - (3) 部長及び班長は、一般住民に周知させるため防災行政無線等で広報を行うほか、警鐘を打鳴すること。

火災警報発令 ● ●—●—●—● ~ 約3分間 火災警報解除 ● ● ●—● ● ● ●—● ~ 約3分間

- (4) 分団長は、分団本部開設後に直ちに開設場所、消防ポンプ自動車の待機位置、電話番号等を 団長に報告する。
- (5) 分団本部と待機中の消防ポンプ自動車の位置が離れている場合は、無線電話等の活用を図り、常に団長の指示命令の伝達に支障のないようにすること。
- (6) 消防水利の点検及び確保に努めること。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、消防対策の運営に関し必要な事項は、団長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

別表1

遊佐町消防団火災第1出場指定表

火災発生地分 団	地 区	出 場 分 団
1	遊佐	(1) 消防ポンプ自動車(積載車を含む)分隊は全域
2	蕨 岡	に出場する。
3	高 瀬	(2) 小型ポンプ分隊は、火災発生地分団に所属する
4	吹浦	全隊が出場する。
5	稲 川	
6	西遊佐	

- 備考 1 この指定表は、火炎又は煙を認めない火災の出場を対象にしたものである。
 - 2 他分団の管轄区域で発生した火災であってっも、火災の状況及び距離等から、部長又は班長の判断により出場してもよい。
 - 3 団長は、火災の状況等から判断し、出場部隊を適宜増減できる。

別表2

遊佐町消防団火災第2出場

各分団の部ごとに $1\sim2$ 隊の小型ポンプ分隊を残留隊とし、後発火災に備え、他隊は全て火災現場へ出場するものとする。

別表3

游佐町消防団応援出場区分

協定市	内容
酒 田 市	第2分団、第5分団、第6分団の消防ポンプ自動車分隊及び火災 発生場所から概ね2キロメートル以内の小型動力ポンプ分隊が出場 する。
備考	団長は、火災の状況等から判断し、適宜応援部隊の増減又は車種 の変更をすることができる。

(10) 遊佐町消防団震災対応マニュアル

はじめに

このマニュアルは、遊佐町で震度4以上の地震が発生した場合及び大津波津波警報等が発令された場合における消防団組織としての活動及び消防団員ひとり一人が取るべき基本行動を示したものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、防災活動の基軸となる多くの消防団員が犠牲になり、活動拠点となる施設や車両を含めた資機材も大きな被害を受けました。

このことから、大規模災害時には、即座に消防活動に携わることができないことを前提にして行動することや、組織としての活動を地域の実情に適合した形態で明確に示すことにより、持てる消防力を最大限に発揮させることを目的とするものです。

「天変地異…」いつ何時、どのような災害が発生するかわかりませんが、先人の悲劇を教訓として、 すべての消防団員が「自分の命、家族の命を守る」ことを最優先にした行動原則を基本に定めたもの です。

第1 平常時の対策

1 家庭内での準備

(1) 非常持出品を準備(家庭用・団活動用)しておく。

《家庭用》

家族の3日分の食料・飲料水、救急薬品、ヘッドライト・懐中電灯、電池、携帯ラジオ、携帯電話、ちり紙、タオル、下着類、ライター・マッチ、ローソク、雨具、軍手、ナイフ、缶切りなど

《団活動用》

食料・飲料水、救急薬品、ヘッドライト・懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話、雨具、ちり紙、 タオル、メモ帳、筆記用具など

- (2) 家族や自分自身の安全のため、大型家具(タンス類、書棚、冷蔵庫、テレビなど)の固定をしておく。
- (3) 必要に応じて窓ガラスなどの飛散防止対策を行う。
- (4) 自宅や周辺の海抜を確認し、避難経路を歩いてみる。
- (5) 家族の所在を明確にし、非常時の集合場所、避難方法を確認しておく。
- (6) 家族との連絡手段を確保する。
 - (例1) 東日本大震災では携帯電話は使用できなかったが、メールやツイッター、フェイス ブックは利用可能であったことから、ソーシャルネットワークの活用を検討する。
 - (例2) NTT災害用伝言ダイヤル(171)の使い方の確認しておく。
- (7) 常に家庭内での防災会議を行い必要な事項を検討し、防災意識を高める。

2 消防団活動のための備え

- (1) 有事に備え、団員間で所在確認ができるようにしておく。
- (2) 事前にポンプ庫の海抜を確認しておく。
- (3) 常に最新の災害状況を得られるようにしておく。(携帯ラジオ、携帯電話のワンセグ、ツイッター、フェイスブック等)
- (4) 連絡手段を複数確保する。(携帯無線、トランシーバー、携帯電話)
- (5) 団員の安否確認のために連絡網を整え、複数の手段を検討しておく。
- (6) 津波が予想される地域(3・4・6分団の管轄)においては、津波到着予定時刻前に消防団員が退避する旨を住民に説明し、理解を得ておく。

- 3 災害に即応できる知識・技術の習得
 - (1) 管轄区域の地理、消防水利、危険要素を調査し把握しておく。
 - (例) 道路や橋の状況、木造家屋の密集地、山・がけ崩れの危険個所、想定津波浸水区域など。
 - (2) 避難場所、避難経路、危険個所の調査把握と非常時の迂回路の選定や誘導方法の研究をしておく。
 - (例) 避難場所までの避難時間、斜面崩壊などの危険個所、ブロック塀、落下物など
 - (3) 消防用資機材、救助用資機材の取扱訓練を反復して行う。
 - (例) 可搬ポンプ、発電機、灯光器など
 - (4) 応急救護、救助方法の研修と反復訓練をしておく。
 - (5) 普通救命講習を受講する。

4 指揮命令系統の確保

- (1) 自己の職の第2、第3代理者を決めておく。
 - ・代理者に対し、自己の任務を熟知させ、有事に備えておく。
 - ・自主防災組織の役員やリーダーと兼務している団員は、可能な限り消防団員としての職務を 優先させる。
 - 消防団員の階級と職務

階級	職務
団 長	団長は、消防団事務を統括し、消防団員を指揮監督する。
副団長	副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは団長の定める順序に従い、
	団長の職務を代理する。
分団長	分団長は、分団の事務を統括し、分団員を指揮監督する。
副分団長	副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故あるときは分団長の職務を代
	理する。
部 長	部長は、班長以下の団員を指揮監督し、平常時にあっては配備の機械器具
	及び格納庫の維持管理、地水利の整備等を行い、災害現場では小隊長とし
	て小隊の指揮統制を行う
班 長	班長は、平常時にあっては配備の機械器具及び格納庫の維持管理、地水利
	の整備等を行うとともに、防ぎょに必要な訓練を実施し、災害現場では分
	隊長として分隊の指揮統制を行う。
団 員	上司の命令を受け、その職務に従事する。

- (2) 情報連絡網を整備しておく。
 - ・防災行政無線のサイレン放送設備
 - ・酒田地区広域行政組合消防本部の災害情報メール(副分団長以上)
 - ・分団ごとの電話連絡網

5 図上訓練の実施

- (例) 津波が予測される場合の消防団活動拠点施設や避難場所については、遊佐町防 災計画の津 波編を参考にし、各地区に襲来する津波の高さ以上の場所を選定することや津波到達時間を考 慮した活動等の訓練を実施する。
- (1) 活動拠点に管内図を整備し、図上訓練を実施する。
- (2) 常備消防、警察、自主防災組織等との連携方法を検討しておく。
- (3) 危険要素の把握と対策を検討しておく。
- (4) 資機材の配備、機種等の見直しする。
 - (例) 少人数でも活動できる資機材の配備、資機材の軽量化、救出、救助用資機材の整備など
- (5) 災害時要援護者の支援方法の対策を検討しておく。
- (6) 図上訓練を元にして、必要な訓練を定期的に実施し、災害に備える。

- 6 長期活動に耐えうる精神力及び体力の養成・維持 同時多発火災、地震、津波による人命検索活動、複合災害、要員不足などの悪条件下での活動が予想される。
 - (1) 特殊な精神状態(興奮、疲労、使命感)と極度の緊張の中でも冷静沈着に活動し、指揮命令できる精神力を養う。
 - (2) 健康管理の徹底と体力の養成、維持に努める。

7 非常用品の備蓄

- (1) 3日間程度は団本部や分団活動拠点で活動できるよう、必要な物資を備蓄しておく。
- (2) 食料、飲料水、医薬品は、最低限備蓄しておく必要がある。
- (3) 車両や資機材の管理、保守点検を実施しておく必要がある。

8 地域における活動

- (1) 地域の特性を知り、危険個所等の調査把握をしておく。
- (2) ブルドーザー、パワーショベルなどの建設重機がどこにあるのか確認しておく。 (例) 消防団協力事業所との連携
- (3) 自主防災組織や自衛消防隊との連携を図る。 (例) 避難誘導などに対する打ち合わせ、合同訓練など。
- (4) 初期消火、応急救護などの防災知識・意識の普及啓発のリーダーとなる。

9 勤務先における活動

- (1) 自衛消防隊組織の充実強化に協力する。
- (2) 防災研修、訓練に積極的に参加し、職場内の防災意識の向上に努める。
- (3) 勤務先周辺の避難場所などを調べておく。

第2 地震発生時の初動対応

1 消防団員の行動原則

- (1) 自己の安全、家族の安全、職場の同僚の安否確認(勤務先の被害)を最優先し、安全が確認されたならば、管轄地域の指定場所(消防団の活動拠点となるポンプ庫又は避難場所等のこと。)に参集する。
 - ※ 団長、副団長及び本部分団長は、災害対策本部へ参集し、消防団の指揮体制を確立する。
- (2) 津波が予測される地域(津波浸水地域)は、高台に避難することを原則とし、警報が解除されるまでは、避難した場所で活動する。
- (3) 特に、避難困難地区の団員は、避難することの大切さを身もって示すため、自らが率先避難団員となり、地域住民を避難させることとする。

2 自宅において

津波が予測される地域及び津波が河川を遡ってくる地域

- (1) 落下物等から身を守り、身近で発生した火を消火する。
- (2) 揺れがおさまったら、家族の安否確認、火の元確認を行う。 電気復旧後の火災の発生を考慮し、必ずブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- (3) 家族の安全確認ができたら、すぐ高台へ逃げる。
 - ※ 緊急(津波接近)の場合→「早く高台に逃げろ!」と、命令口調で叫ぶ。
- (4) 要救助者がいる場合は、容易に救出されるときは救出活動を行う。
 - ※ 津波の到達時間までに可能だと判断した場合のみ。

- (5) 災害時要援護者の支援活動は、自主防災組織と連携し、津波到達までの時間内に「誰ならばどのようにすれば支援できるのか」を検討する。
- (6) 津波(大津波)警報が解除されたら、可能な限り速やかに所属分団の指定場所に参集する。

3 勤務先において

津波が予想される地域及び津波が河川を遡ってくる地域

- (1) 自分自身、社員及び訪問者の安全確保に努める。
- (2) 高台に避難及び避難誘導を行う。
- (3) 警報が解除されるまでは、避難した場所で活動する。
- (4) 警報が解除され、勤務先の許可が得られれば、可能な限り所属分団の集結場所に参集する。
- (5) 自宅、家族、管轄地域の状況を確認し、特に緊急性がなければ勤務先に留まる。

種 別	配 備 基 準	配備内容	摘 要
第1次	町内の震度が4で、 かつ津波の心配がな いとき	団長、副団長及び本部分団長は 防災センターに参集し、情報収集 及び連絡活動にあたる。 全団員は自宅、外出先又は職場 での待機とする。	自主防災組織と連絡を 密にし、状況により情報収 集のため、巡回広報活動を 行うものとする。 部長以上の幹部は、管轄 区域において人的被害情 報・住家被害状況等の把握 と情報連絡に努める。
	山形県下(津波予報 区=5区)に津波注意 報が発表されたとき	団長、副団長及び本部分団長は 防災センターに参集し、情報収集 及び連絡活動にあたる。 津波浸水予想区域を管轄する 第3分団、第4分団及び第6分団 は半数召集とする。	自動車部は、必要に応じ て高台で津波の警戒監視 活動を行う。
第 2 次	町内の震度が5弱で、かつ津波の心配がないとき 山形県下(津波予報区=5区)に津波警報が発表されたとき	団長、副団長及び本部分団長は 防災センターに参集し、指揮本部 を設置する。 全団員の半数を招集する。 団長、副団長及び本部分団長は 防災センターに参集し、指揮本部 を設置する。 津波浸水予想区域を管轄する 第3分団、第4分団及び第6分団 は全団員招集。第1分団、第2分 団及び第5分団は半数召集とす る。	自主防災組織と連絡を 密にし、状況により情報収 集のため、個別巡回、広報 活動等を行うものとする。 津波浸水予想区域を管 轄する分団は、避難誘導と 消防自動車の高台避難を 行い、津波の警戒監視は行 わない。
第3次	(1) 町内に震度 5 強 以上の地震が起こったとき。 (2) 山形県下 (津波予 報区=5区) に大津 波警報が発表され たとき	団長、副団長及び本部分団長は 防災センターに参集し、指揮本部 を設置する。 全団員を召集する。	分団詰所へ参集し、情報 収集、救助、消火活動にあ たる。 津波浸水区域内にいる 団員は、直ちに率先避難 し、津波警報が解除される まで避難場所で活動を行 う。

第4 震災時の消防団活動

1 参集

- (1) 家族に連絡先、連絡方法、避難場所等、参集後の措置について必要な事項を伝えておく。
- (2) 出動する際は、原則として以下の装備を着用する。
 - ア活動服
 - イ ヘルメット
 - ウ 長靴
 - 工 軍手等
 - オ 通信用無線機(分団長以上)
 - カ その他、防寒衣等必要な装備品

(3) 津波情報の把握

通信指令課からのメール (副分団長以上)、エリアメール、ラジオ及び防災行政無線等からの情報に十分注意する。

(4) 参集場所

原則として団員はポンプ庫に参集し、隊として行動する。ただし、津波到達予想時刻が迫っている場合はポンプ庫に参集せず、直ちに直近の避難場所に避難する。

(5) 参集途上の注意

ア 参集途上において津波に巻き込まれないようにするため、ラジオ等により津波や避難に 関する各種情報を収集する。

また、参集ルートの選定にも十分注意する。

イ 参集途上においては、火災の発生状況、住宅の倒壊状況、道路の損壊や通行障害及び住 民の避難状況など可能な範囲で情報を収集し、参集場所(避難場所を含む)から分団本部 へ報告する。

2 出動

(1) 出動の原則

出動については、原則として3人以上が参集した後、幹部(班長以上)の指揮の下で活動すること。

ただし、幹部がいない場合は、団員のみでも活動できるものとする。

(2) 避難場所の選定

津波浸水予想区域を管轄する班は、自らの生命を守るため、予想水位より高い場所の高台 かビルを避難場所に選定する。

(3) 津波浸水地域の活動

津波浸水地域の団員は、住民避難の大切さを身もって示すため、自らが率先避難団員となり、各世帯に声をかけながら避難させることとする。

また、途中で救助・救出活動が必要な場所に遭遇した場合でも、その現場から避難場所までの所要時間を考慮し、勇気をもって現場離脱し避難場所に向かうことが重要である。

3 活動

(1) 避難誘導、避難広報

ア 車両と共に活動する場合

- ① 避難広報は、原則として車両で行うこととする。
- ② 編成は隊長以下3名以上を原則とし、1名は常に無線、ラジオ放送を傍受しながら周囲の状況等を警戒する。
- ③ 常に高台等への退避ルートを念頭に置いて活動する。

イ 車両から離れて活動する場合

- ① 原則として、1名は車両で待機し団本部との連絡、ラジオ等での情報収集及び周囲の 状況把握を行う。
- ② 車両はできる限り見晴らしのいいところに停車し、直ちに退避できるように停車位置 や向きに配意する。
- ③ 車両から離れて活動する場合は2名以上で行動する。この場合は、車両の拡声器やサイレンが聞こえる範囲で活動する。

(2) 災害時要援護者の避難

ア 消防団は自主防災組織と連携し、要援護者の避難に協力する。

イ 管轄区域に要援護者施設がある場合は、地域住民と一緒になって施設のマニュアルに従い、可能な範囲で避難に協力する。

(3) 火災現場における救助活動

火災現場での救助救出は、情報収集のみとし屋内進入は行わないものとする。

ア 目視 炎上建物の状況、延焼状況、周囲の関係者の動向を見分する。

イ 聞き込み 付近の関係者や避難者から情報を速やかに収集する。

具体的に「いつ、どこで、誰が、何を、どうしたか」を質問し、確認する。

ウ メガホン・携帯拡声器等を活用し、広報活動を行う。

- (4) 震災現場における救助活動
 - ア 情報収集により要救助者の有無を確認する。
 - イ 声をかけ、安否確認を行うとともに元気づけを行う。
 - ウ 会話ができなければ、何かを叩いて音を出させて居場所を特定する。
 - エ 倒壊した家屋等からの初期の救助活動に努める。状況に応じ消防署隊と連係した活動を行う。

【救出時の留意事項】

- ① 活動は任務を明確にし、指揮者の統制下で行う。
- ② 現場付近全体の安全確保のための監視員を配置する。二次災害の防止)
- ③ 挫滅症候群 (クラッシュシンドローム) に注意する。
 - ※ 挫滅症候群とは、身体の一部が長時間瓦礫に挟まれるなどして圧迫された場合に、 解放後に起こる様々な症状のことで、最悪の場合は死亡することがある。
- ④ 余震やがれきの除去により、さらに崩壊することがないようショアリング等の必要な措置を講ずる。
- (5) 応急手当

消防団員として、必要な応急手当(止血、人工呼吸、心肺蘇生)の知識・技術の習得に努める。

第5 消防団の活動と安全管理

1 全般事項

(1) 団本部は、消防本部等関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針を判断し団員に伝達する。

【関係機関連絡先】

酒田地区広域行政組合消防本部 災害時連絡先 0234 - 31 - 7119酒田警察署 災害時連絡先 0234 - 23 - 0110遊佐町災害対策本部 災害時連絡先 0234 - 72 - 5895

- (2) 隊長は安全管理に特に留意し、1隊あたり3名以上で編成し活動すること。
- (3) 隊長は、無線等で団本部と連絡を取り、その指揮下で活動する。
- (4) 隊長は、団本部と連絡が取れない状況になった場合は、周囲の状況に特に注意するとともに、隊を速やかに安全なところまで退避させる。
- (5) 津波災害時においては、住民が率先避難することが基本であるが、消防団員も避難のリーダーとして、住民と一緒になって避難をすることが望ましい。 そのことについては、事前に住民と話し合って理解を深めておく必要がある。

2 安全管理のための事前情報の把握

地域の安全を確保し消防団活動を継続していくためには、消防団員に対する安全配慮が極めて重要である。このため、あらかじめ下記の事項を確認しておくとともに、津波到達地域にあっては『退避を優先する』ことが重要である。

(1) 地域ごとの津波高及び第1波到達時間

地区名	予想津波高さ (m)	第1波到達時間(分)
比 子	11. 2	9
菅里	11. 0	9
吹浦	12. 5	9
鳥崎	14. 9	9
女 鹿	13. 1	9

(2) 緊急避難場所及び避難に要する時間等

緊急避難場所						
分団名	部・班	避難場所	距離(m)	時間 (分)		
第3分団	3-5-1 (谷地上)	菅里広場	700	4		
	4-1-1 (宿1)	十六羅漢駐車場	1, 200	5		
	4-1-2 (宿2)	物見峠	410	2		
第4分団	4-2-1 (宿4·5)	物見峠	440	6		
	4-5-2 (滝ノ浦)	龍泉寺	850	12		
	4-5-3 (鳥崎)	龍泉寺	1, 100	15		

- ※1 津波浸水想定区域を管轄している分団が対象である。
- ※2 避難場所は、津波の想定高より高い高台を指定している。浸水区域外の班については、 ポンプ庫で待機又は分団管轄区域内の広報活動となる。
- ※3 距離は、ポンプ庫から避難場所までの距離である。
- ※4 時間は、ポンプ庫に配備されている装備での避難に要する時間である。ポンプ自動車 又は積載車が配備されている班は車での所要時間を、小型ポンプが配備されている班は、 徒歩での所要時間を記載している。
- ※5 原則として団員は、ポンプ庫に参集し隊として行動する。ただし、津波到達予想時刻 が迫っている場合は、ポンプ庫へ参集せず避難場所へ避難する。

第6 補足事項

- 1 気象庁は、地震発生から3分程度以内を目標に津波警報等を発表することになっている。 地震の規模等から、その時点で津波の高さを正確に予測できない場合には、「巨大」 「高い」と表現することに改められたので、その場合には特に注意が必要である。
- 2 津波警報が発表されるタイミングに合わせて、各津波予報区内で最も早い津波到達予想時刻と、各津波観測地点等における津波到達予想時刻が発表されることになっている。遊佐町災害対策本部又は酒田地区広域行政組合消防本部は、それらの情報を確認の上、団本部に伝達し、団本部はそれらの情報を各分団に伝達する。

○ 津波警報等の種類と津波の高さ等

		発表される津波の	の高さ	
種類	発表基準	数値での発表 (津波高さの予想の区 分)	巨大地震 の場合の 発表	想定される被害と取るべ き行動
大津 波警 報	予想される津波高が高 い所で3m超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≦10 m) 5 m (3m<予想高さ≦ 5 m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、 人は津波による流れに巻 き込まれます。沿岸部や川 沿いにいる人は、ただちに 高台や避難ビルなど安全 な場所へ避難してくださ い。
津波警報	予想される津波高が高 い所で1mを超え、3m 以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≦ 3 m)	高い	標高の低いところでは、津 波が襲い、浸水被害が発生 します。人は津波による流 れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避難ビ ルなど安全な場所へ避難 してください。
津波 注意 報	予想される津波高が高い所で0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1 m (0.2m≦予想高さ≦1 m)	(表記しな い)	海の中では人は早い流れ に巻き込まれ、また、養殖 いかだが流失し小型船舶 が転覆します。 海の中にいる人はただち に海から上がって、海岸か ら離れてください。

^{※ 「}津波の高さ」とは、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

附 則 平成25年12月20日 施行 平成30年4月1日 一部改正 令和4年9月29日 一部改正

(11) 酒田地区広域行政組合消防計画

酒田地区広域行政組合消防計画

(令和3年11月25日)

酒田地区広域行政組合消防計画(平成25年3月25日)の全部を改正する。

第1章 総 則

第1節 趣 旨

この計画は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下同じ。)第4条及び第29条の定めるところにより、酒田地区広域行政組合(以下「組合」という。)が、その任務を十分に果たすため、火災及びその他の災害に迅速かつ効果的に対処できるよう、必要な事項について定めるものとする。

第2章 組織計画

- 1 平常時の組合事務局(以下「事務局」という。)、組合消防本部(以下「消防本部」という。)、組合消防署(以下「消防署」という。)の組織機構は、次のとおりとする。
 - (1) 事務局は、酒田地区広域行政組合事務局設置条例(平成20年組合条例第2号)の定めるところによる。
 - (2) 消防本部は、酒田地区広域行政組合消防本部の組織等に関する規則(昭和63年組合規則第1号)の定めるところによる。
 - (3) 消防署は、酒田地区広域行政組合消防署の組織等に関する規程(昭和63年組合規程第1号)の定めるところによる。
- 2 非常災害時の事務局、消防本部及び消防署の組織機構並びに消防部隊の編成は、酒田地区広域行政組合警防規程(令和3年組合訓令第6号。以下「警防規程」という。)第3章の定めるところによる。

第3章 消防力等の整備計画

第1節 消防力等の現況

組合の人員、施設及び資機材を含めた現有消防力等は、定期的に調査を行い把握しておくものとする。

第2節 消防力等の増強計画

消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)に定める基準に基づいて、社会構造の変化に対処できるように消防力等の充実強化を図る。

第3節 消防力等の更新計画

既設の施設及び資機材は、耐用年数と性能等を考慮して、それぞれに応じ必要な更新計画をたて円滑に進捗させるものとする。

第4節 施設及び資機材の整備点検

施設及び資機材は、常に整備点検を行い機能が十分に発揮できるように維持するものとする。

第4章 調查計画

組合は、有効適切な防災活動が行えるように、警防規程第5条の定めるところにより警防調査を行うものとする。

第5章 教育訓練計画

消防職員の教育訓練は、警防規程第8条、酒田地区広域行政組合救急規程(平成7年組合規程第1号。以下「救急規程」という。)第7条、酒田地区広域行政組合救助規程(平成18年組合規程第3号。以下「救助規程」という。)第3章及び酒田地区広域行政組合消防署員研修実施要綱(昭和58年消防通達第1号)の定めるところによる。

第6章 災害予防計画

第1節 火災予防指導

組合は、火災の予防及び災害時の被害を軽減するため、次の指導を行うものとする。

- (1) 消防法に定める防火管理者等及び防火対象物の関係者に対し防火管理上必要な事項
- (2) 自主防災組織等に対し自主的防災に必要な事項
- (3) 住民に対し出火防止及び自主的防災に関する事項

第2節 火災予防査察

消防法第4条及び第16条の5並びに石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)の定めによる火災予防査察は、消防対象物、危険物製造所等その他関係ある場所に立ち入り、これらの場所の位置、構造、設備及び管理の状況等について検査するとともに、不備欠陥のあるものには、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地震又は風水害等の予防指導

地震又は風水害等の予防指導は、組合管内市町の地域防災計画(以下「地域防災計画」という。) の定めるところによる。

第4節 広報活動

地域住民の防災意識の高揚と予防思想の普及を図るための広報活動は、次に定めるところによる。

- (1) 報道機関及び組合管内市町の広報紙等による広報
- (2) 各種団体が行う防火座談会等による広報
- (3) 広報車及び防災行政無線等による広報

第7章 警報発令伝達計画

第1節 火災警報等の発令及び解除

火災警報及びその他の警報の発令及び解除は、消防法第 22 条及び地域防災計画の定めるところによる。

第2節 警報の伝達周知の方法

警報の発令及び解除の伝達及び周知は、地域防災計画の定めるところによる。

第8章 情報計画

第1節 火災に関する情報

火災に関する情報の収集、関係機関に対する報告又は通報は、警防規程第3章の定めるところによる。

第2節 特別防災区域内の災害に関する情報

酒田地区特別防災区域における災害に関する情報の収集、関係機関に対する報告又は通報は、山形県石油コンビナート等防災計画(平成29年3月作成)の定めるところによる。

第3節 その他の災害に関する情報

前2節に掲げる以外の災害に関する情報の収集、関係機関に対する報告又は通報は、地域防災計画の定めるところによる。

第9章 火災警防計画

第1節 消防職員の招集等

特別警戒実施による職員の招集は、警防規程第4章の定めるところによる。

第2節 警 戒

災害発生時の警戒は、次のとおりとする。

- (1) 火災、ガス及び火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生し、火災警戒区域及び消防警戒区域を設定する場合は、警防規程第23条の定めるところによる。
- (2) 災害の推移に応じて警戒区域を拡大及び縮小し、又は解除しなければならない。

第3節 消防部隊の出動

災害発生時の消防部隊の出動は、警防規程第18条第2項の定めるところによる。

第4節 通 信

消防通信は、通信施設の効果的な活用により、災害状況を迅速かつ的確に掌握し、災害活動に必要な指令及び情報の収集伝達を行い、災害活動の効果的な運用を図る。

第5節 計画策定

警防計画の策定は、警防規程第6条の定めるところによる。

第6節 警防活動

災害現場における警防活動は、警防規程第19条の定めるところによる。

第10章 風水害等警防計画

風水害又は土砂災害等を警戒し、及びこれらの災害による被害を軽減するための計画は、地域防災 計画の定めるところによる。

第11章 避難計画

住民の生命身体を災害から保護するための避難に関する計画は、地域防災計画の定めるところによる。

第12章 救助救急計画

第1節 出 動

事故等で傷病者が発生したときの救急隊又は救助隊等の出動は、次に定めるところによる。

- (1) 救急隊は、救急規程の定めるところによる。ただし、救助活動を必要とするときは、救助隊は救助規程の定めるところによる。
- (2) 傷病者が集団的に発生したときは、酒田地区広域行政組合多数傷病者発生時の救急業務実施 要綱(令和3年訓令第24号)の定めるところによる。

第2節 医療機関との協力体制

医療機関との協力体制の整備は、次に定めるところによる。

- (1) 事故等により傷病者が発生した場合、円滑に収容できるよう医療機関又は医師会等と緊密な協力体制を確立しておくものとする。
- (2) 事故等により傷病者が集団的に発生したときは、必要に応じ組合管内市町の災害対策本部等に、受入医療機関の確保又は医療班等の派遣を要請するものとする。

第13章 応援協力計画

災害時の応援は、山形県広域消防相互応援協定書(昭和53年締結)及び山形県消防広域応援隊に関する覚書(平成7年11月14日)によるものとする。

(12) 山形県沿岸流出油災害対策協議会会則

山形県沿岸排出油等防除協議会会則

(最終改正:令和3年4月7日)

(名称)

第1条 この会は、山形県沿岸排出油等防除協議会(以下「本会」という。)と呼称する。 (目的)

- 第2条 本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号、以下「法律」という。)第43条の6の協議会として、山形県沿岸海域において大量の油等の排出事故が発生した場合の防除活動について、その連携を図り必要な事項を協議し、円滑な実施を推進することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項について、相互に連絡及び調整を 行い、その円滑な実施を図るものとする。
 - (1) 排出油等の防除計画の策定
 - (2) 排出油等の防除に必要な設備及び資器材の整備
 - (3) 排出油等の防除に関する研修・訓練の実施
 - (4) 排出油等の防除活動の実施
 - (5) その他排出油等の防除に必要な事項

(組織)

- 第4条 本会は、山形県沿岸海域において、防災の責務を有する行政機関及び本会の趣旨に賛同する 別表第1の会員をもって組織する。
- 2 本会に会長、副会長をおくものとする。
- 3 会長は酒田海上保安部長をもってあてる。会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は東北地方整備局酒田港湾事務所長及び山形県庄内総合支庁長をもってあてる。副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは会長の職を代理する。

(会議)

第5条 会議は、年1回の定例会議及び臨時会議とし、会長が招集し、議長となる。 (実務委員会)

- 第6条 本会に、第3条に掲げる事項を協議するため、実務委員会(以下「委員会」という。)をおく。
- 2 委員会は、会員が所属する機関の防災に関する実務担当者である別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 委員会に委員長をおき、酒田海上保安部警備救難課長をもってあてる。委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 委員会は、必要のつど委員長が招集し、議長となる。

(即応体制)

- 第7条 会員は、次の事項について整備又は策定し、有事即応の体制におくものとする。
 - (1) 設備、資器材の整備
 - (2) 情報連絡体制
 - (3) 人員、車両及び船舶の動員計画
 - (4) その他必要な事項
- 2 会員は、情報連絡体制及び資器材の現況(毎年4月1日現在のもの)を、年1回FAX等により 事務局に提出するものとする。
- 3 会長は、前項の現況について、適宜会員に周知するものとする。

(作業分担)

- 第8条 委員会は、会員の動員計画に基づき各会員の行う基本的作業分担を策定するものとする。 (速報)
- 第9条 会長は、排出油等事故発生の情報を入手した場合は、会員に速報するものとする。
- 2 各会員への連絡は、事務局からの電子メールによるものとし、必要に応じ別表の連絡系統図による電話又はFAXを活用するものとする。

(防除活動等)

- 第10条 会員である油等関係企業等は、法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号 に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。
- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は法律第41条の2の規定による海 上保安庁官の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 要請に基づき派遣された者の行う作業は、それぞれの会員の行う事業の関連の作業として取扱うものとする。

(総合調整本部)

第 11 条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、会長を本部長とする総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

なお、必要に応じて、原因者、PI等の保険機関担当者(保険査定人を含む。)、指定海上防災機関その他の防除を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加させるものとする。

- 2 会員は、自己の機関の職員のうちから総合調整本部が設置された場合の本部要員をあらかじめ指名し、総合調整本部が設置された場合は、その職員を総合調整本部に派遣するものとする。 (経費の求償)
- 第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として各機関において行うものとし、 事務の推進を図るため、会長は、必要に応じ、その調整及び促進を図るものとする。 (訓練)
- 第13条 資器材の取扱いに慣熟し、流出油防除活動を迅速・的確に実施するため、毎年1回以上、 防除活動に関する訓練を行うものとする。
- 2 訓練の実施要領等については、委員会において作成する。

(災害補償)

第14条 排出油等の防除活動を実施した各会員に所属する者が、そのため死亡し、負傷し、若しく は疾病にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるも ののほか、当該被災した者が所属する機関が行うものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第15条 協議会は、法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、 山形県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し て意見を述べるものとする。

(事務局)

第16条 本会の庶務を行うため、事務局を酒田海上保安部警備救難課におく。

(協議)

第17条 この会則に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、その都度協議して定める ものとする。

附 則

この会則は、平成6年4月19日から施行する。

附 則

平成8年8月21日 改正

附 則

平成 13 年 1 月 10 日 改正

附則

平成13年5月9日 改正

附 則

平成13年7月4日 改正

附 則

平成 19 年 12 月 5 日 改正

附 則

平成27年6月9日 改正

附 則

平成31年3月6日 改正

附則

令和3年 4月7日 改正

別表第1

- 1 酒田海上保安部
- 2 東北地方整備局酒田港湾事務所
- 3 山形県 (庄内総合支庁・山形県港湾事務所・庄内総合支庁産業経済部水産課)
- 4 酒田市
- 5 鶴岡市 (鶴岡市・鶴岡市温海庁舎)
- 6 遊佐町
- 7 酒田地区広域行政組合消防本部
- 8 鶴岡市消防本部
- 9 日本通運(株)酒田支店
- 10 酒田海陸運送(株)
- 11 酒田共同火力発電(株)
- 12 東西オイルターミナル (株) 酒田油槽所
- 13 東北東ソー化学(株)酒田工場
- 14 花王(株)酒田工場
- 15 酒田曳船(株)
- 16 山形県漁業協同組合
- 17 東北興産(株)
- 18 (株) みなと
- 19 林建設工業(株)
- 20 酒井鈴木工業(株)
- 21 (株) 丸高
- 22 酒田水先区水先人会
- 23 北日本オイル (株)
- 24 全国漁業協同組合連合会酒田油槽所

別表第2

- 1 酒田海上保安部警備救難課長
- 2 東北地方整備局酒田港湾事務所保全課長
- 3 山形県庄内総合支庁総務企画部総務課主査
- 4 山形県港湾事務所港政専門員
- 5 山形県庄内総合支庁産業経済部水産課課長補佐
- 6 酒田市総務部危機管理課課長
- 7 鶴岡市防災安全専門員
- 8 遊佐町総務課長
- 9 鶴岡市温海庁舎総務企画課専門員
- 10 酒田地区広域行政組合消防本部予防課長
- 11 鶴岡市消防本部予防課長
- 12 日本通運(株)酒田支店海運事業所長
- 13 酒田海陸運送(株)現業課長代理
- 14 酒田共同火力発電(株)管理部課長
- 15 東西オイルターミナル (株) 酒田油槽所長
- 16 東北東ソー化学(株)酒田工場品質・環境管理室長
- 17 花王(株)酒田工場プロダクション部課長
- 18 酒田曳船(株)海務監督
- 19 山形県漁業協同組合購買課長
- 20 東北興産(株)常務取締役
- 21 (株) みなと常務取締役
- 22 林建設工業(株)工務部長
- 23 酒井鈴木工業(株)技術部長
- 24 (株) 丸高技術主任
- 25 酒田水先区水先人会副会長
- 26 北日本オイル (株) 環境保安部長
- 27 全国漁業協同組合連合会酒田油槽所長

(13) 山形県沿岸排出油等防除協議会実施細目

(目的)

第1条 山形県沿岸排出油等災害対策協議会会則(以下「会則」という。)第2条第2項の規定により、この細目を定める。

(情報の通報)

第2条 山形県沿岸海域において、排出油等災害が発生し、又は、発生するおそれがある情報(以下 「油等災害情報」という。)を入手した会員は、速やかに海上保安部又は消防機関に通報すること とする。

(出動)

- 第3条 会長は、油等災害情報に基づき必要と認めるときは、会員の出動の可否、作業内容等について、排出油等の種類、性状、危険性(以下「種類等」という。)、発生場所及び規模等を勘案し、協議により決定する。
- 2 出動時の通報経路は、別表(連絡系統図)による。

(会員の作業分担)

- 第4条 各会員が会則第10条の規定により防除活動を実施する場合の作業分担は、原則として次による。
- 1 酒田海上保安部
 - (1) 排出油等が及ぶおそれがあると思料される船舶、又は防除作業等に支障があると認められる船舶に対し、航行を禁止又は制限し、若しくはその海域からの退去および進入の中止等を命じる。
 - (2) 海上火災の発生が予想されるときは、火気の使用を禁止、又は制限する。
 - (3) 海上火災が発生した場合、及びこれにより船舶又は建造物等に延焼のおそれがある場合は、巡視船艇により消火を実施する。
 - (4) 排出油等の種類等の特定、排出事故状況調査を実施し会員等に対し情報を提供する。
 - (5) 緊急に所要の措置を講ずる必要があると認められる場合には防除措置を実施する。
 - (6) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく措置命令、要請、その他必要と認める事項
- 2 東北地方整備局酒田港湾事務所
 - (1) 所属船により必要な人員、資器材等を現場に輸送し、必要に応じて防除作業を実施する。
 - (2) その他必要と認める事項
- 3 山形県(庄内総合支庁、同建設部港湾事務所、同産業経済部水産課)
 - (1) 必要に応じて、所属船又は車両により必要な人員、資器材等を現場に輸送し、防除作業を実施する。
 - (2) 県の関係機関と、会員との連絡調整を実施する。
 - (3) その他必要と認める事項
- 4 酒田地区広域行政組合消防本部及び鶴岡市消防本部
 - (1) 護岸又は岸壁付近の火災消火、及び船舶、建造物等への延焼防止作業の実施
 - (2) 排出油等の種類等が二次災害を引き起こすおそれがある場合は、係留中の船舶及び建造物内等の周辺の人に対して、避難勧告を実施する。
 - (3) その他必要と認める事項
- 5 酒田海陸運送(株)、日本通運(株)酒田支店、酒田曳船(株)、山形県漁業協同組合、(株)田 越海洋建設、(株)みなと、林建設工業(株)、酒井鈴木工業(株)、(株)丸高
 - (1) 必要に応じて、所属船又は車両により必要な人員、資器材等を現場に輸送し、防除作業を実施する。
 - (2) その他必要と認める事項
- 6 その他の会員
 - (1) 必要に応じて、必要な人員、資器材等を提供し、防除作業を実施する。
 - (2) その他必要と認める事項
- 7 第1項から前項までに規定する作業分担に調整又は変更の必要がある場合は、総合調整本部において協議することができる。

(相互協力及び安全の確保)

- 第5条 各会員は、防除活動にあたっては各作業等に対し、積極的に相互協力又は支援し、その被害 を最小限に止めるよう努めるものとする。
- 2 各会員は排出油等災害発生時において、当該排出油等の種類等に関する情報を共有し、作業に従事する者の安全を確保に努めるものとする。
- 3 会員は、排出油等の種類等が作業の安全を確保できることが明らかな場合にのみ防除作業を行うことができる。

(総合調整本部の設置)

- 第6条 会則第11条の規定により、総合調整本部(以下「調整本部」という。)を設置する場合は、 次のとおりとする。
- 2 調整本部は、会長、副会長、会員、事務局(以下「本部員」という。)をもって構成する。
 - (1) 調整本部長は、会長をもってあてる。
 - (2) 調整本部における協議により必要に応じて会員以外の者を調整本部に参加させることができる。
- 3 会長は、調整本部を設置するときは本部員及び他の会員等に対し、設置日時、設置場所、その他 必要な事項を通知する。この場合において、通知を受けた本部員は、速やかに調整本部に参集する。
- 4 調整本部は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 情報の収集・分析及び伝達
 - (2) 防除活動等の基本方針の決定
 - (3) 作業の分担及び実施の調整
 - (4) 広報その他必要と認める事項
- 5 調整本部は、災害対策基本法その他法令に基づく災害対策本部が設置されたとき、又は、当該排 出油等災害の防除作業等が完了したとき、若しくは、調整本部設置の必要がなくなったと認められ るときは、解散日時その他必要な事項を本部員及び他の会員等に通知し、解散する。

(求償委員会の設置)

- 第7条 会則第12条の規定により、求償委員会を設置する場合は、次のとおりとする。
- 2 求償委員会の委員長は、会長とし、委員は当該防除活動に参加した会員とする。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会則第5条に規定する臨時会議を招集し、求償に関する事項を協議する。

附 則

この細則は、平成6年6月8日から施行する。

附 則

平成 13 年 1 月 10 日 改正

附 則

平成13年5月9日 改正

附 則

平成 21 年 2 月 18 日 改正

(14) 令和4年度災害救助基準

(令和4年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	十 4 万 1 日 <i>5</i> 亿1工/
避難所の設置	現に被害を受け又は受ける	(基本額)		1 費用は、避難所の設置、維持及
(法第4条第	おそれのある者を収容する。	避難所設置費	以内	び管理のための賃金職員等雇上
1項)		1人1目当たり330円以内		費、消耗機材費、建物等の使用謝
		高齢者等の要援護者等を収容する		金、借上費又は購入費、光熱水費
		「福祉避難所」を設置した場合、		並びに仮設便所等の設置費を含
		当該地域における通常の実費を支		む。
		出でき、上記を超える額を加算で		2 避難にあたっての輸送費は別
		きる		途計上
				3 避難所での避難生活が長期に
				わたる場合等においては、避難所
				で避難生活している者への健康
				上の配慮等により、ホテル・旅館 など宿泊施設を借り上げて実施
				することが可能。 (ホテル・旅館
				の利用額は@7,000円(食費込・
				税込)/泊・人以内とするが、これ
				により難い場合は内閣府と事前
				に調整を行うこと。)
避難所の設置	災害が発生するおそれのある	(基本額)	法第2条第2項による	1費用は、災害が発生するおそれが
(法第4条第		避難所設置費	救助を開始した日か	ある場合において必要となる建
2項)	おそれがあり、現に救助を要	1人1日当たり330円以内	ら、災害が発生しなか	物の使用謝金や光熱水費とする。
	する者に供与する。	高齢者等の要援護者等を収容する		なお、夏期のエアコンや陶器のス
		「福祉避難所」を設置した場合、		トーブ、避難者が多数の場合の仮
		当該地域における通常の実費を 支出でき、上記を超える額を加		設トイレの設置費用や、避難所ん の警備等のための賃金職員等雇
		第できる 第できる	して避難所の供与を行	と費など、やむを得ずその他の費
		弁(さる)	う必要が生じた場合	用が必要となる場合は、内閣府と
			は、法第2条第2項に	協議すること。
			定める救助を終了する	
			旨を公示した目までの	途計上
			期間)	
応急仮設住宅	住宅が全壊、全焼又は流失	【建設型応急住宅】		1 費用は、設置に係る原材料費、
の供与	し、居住する住家がない者で	1 規模	以内着工	労務費、付帯設備工事費、輸送費
	あって自らの資力では住宅を	応急救助の趣旨を踏まえ、地		及び建築事務費等の一切の経費
	得ることができない者。	域の実情、世帯構成等に応じて 設定		として、6,285,000円以内であれ ばよい。
		2 基本額		2 同一敷地内等に概ね50戸以上
		1 戸当たり6,285,000円以内		設置した場合は、集会等に利用す
		3 建設型応急住宅の供与終了に		るための施設を設置できる。(50
		伴う解体撤去及び土地の原状		戸未満であっても小規模な当該
		回復のために支出する費用は、		施設を設置できる)
		当該地域における実費		3 高齢者等の要援護者等を収容
				する「福祉仮設住宅」を設置でき
				る。
			W. r. w. t. o. p.) > \rd -	4 供与期間は2年以内
		○借上型応急住宅 1 ###		1 費用は、家賃、共益費、敷金、
		1 規模 建設型応急住宅に準ずる。	かに借上げ、提供	礼金、仲介手数料、火災保険等、 民間賃貸住宅の借主又は仲介業者
		建設型応急性毛に準する。 2 基本額		民間賃貸住宅の借主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、
		と 基本領 地域の実情に応じた額		地域の実情に応じた額とするこ
				と。
				2 供与期間は、建設型応急住宅と
				同様。
炊き出しその	1 避難所に収容された者	1 1人1日当たり	災害発生の日から7日	食品給与のための総経費を延給食日
	2 住家に被害を受け、若し		以内	数で除した金額が限度額以内であ
の給与	くは災害により現に炊事の	1,180円以内		ればよい。
	できない者			(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることがで	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日	輸送費、人件費は別途計上
かんパコノハマノ けべがロ	きない者(飲料水及び炊事の	当欧地域における世市の大頂	以内	〒
	ための水であること。)		> 1 4	
<u> </u>			l .	

救助の種類	対象	費用の限度額			期	期間備考			
被服、寝具そ の他生活必需 品の給与又は 貸与	オ、若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失し若しくは毀損等により使用する 及び冬季(10月~3月)とし、以内 評価額 2 現物				評価額	管の価格は年度当初の けに限ること。			
	ことができず、直ちに日常生 活を営むことが困難な者	区 分(単	立円) 夏	1人世帯 18,700	2人世帯 24,000	3人世帯 35,600	4人世帯	_	6 人以上1 人増す毎に加算 7,800
		全 焼 流 失	冬	31,000	40, 100	55, 800	65, 300	·	11, 300
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏冬	6, 100 9, 900	8, 200 12, 900	12, 300 18, 300	15, 000 21, 800		2, 600 3, 600
		州上汉州							
医 療	医療の途を失った者(応急的 処置)	材料、医療 2 病院又は 険の診療報	器具破損 診療所… 酬の額以	等の実費 国民健康係 内	以内	生の日から	514日 点	患者等の移送	費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7 日以内に分べんした者であっ て、災害のため助産の途を失 った者 (出産のみならず、死 産及び流産を含み現に助産を 要する状態にある者)				内		費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発以内	災害発生の日から3日 1 期間内に生死が明らかない場合は、以後「死体のとして取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途			t、以後「死体の捜索」 扱う。
被災した住宅の応急修理	1住家が半壊(焼)若しくは これらに獣ずる程度の損傷 を受け、、自らの資力によ り応急修理をすることがで きない者 2 大規模な補修を行わなけ れば居住することが困難で ある程度に住家が半壊(焼) した者	に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊も敷くわ半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内			月(3す部項対法に策以災条る、に策第規本の特同規本2定部	生の日から 対策基本限 3第1 1 害 3 第 2 4 4 第 注 注 で 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 4 年 3 年 4 年 5 年 5 年 5 年 5 年 6 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7	第二人 第二人 第二人 第二人 第二人 第二人 第二人 第二人 1 年 同 項 対 災 にたまして、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、		
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半 壊(焼)、又は床上浸水によ り学用品を喪失又は毀損等に より使用することができず、、 就学上支障のある小学校児童 及び中学校生徒、義務脅威無 学校生と及び高等学校等生徒 (で教育委員会に届出又はその 承認を受けて使用している教 材実費			(教科 (1月 (文房	書) 以内 ! 具及び通	2	1 備蓄物資 2 入進学 に応じて支	寺の場合は個々の実情
埋 葬	災害の際死亡した者を対象に して実際に埋葬を実施す る者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内			災害発以内	生の日から		際に埋葬をる。	棺等の現物をもって実 ≥実施する者に支給す の日以前に死亡した者
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、 各般の事情によりすでに死亡 していると推定される者	当該地域にお地域における			災害発 以内	生の日から	510日 :		人件費は、別途計上 日を経た者は一応死亡 いる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	1 災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄・消毒等) 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日 以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス の購入費等が必要な場合は、当該地 域における通常の実費を加算でき る。
	居室、炊事場、玄関等に障害 物が運び込まれているため生 活に支障をきたしている場合 で、自力では除去できない者	市町村内において障害物の除去を 行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日 以内	
輸送費及び賃 金職員等雇上 費(法第4条 第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められ る期間以内	
輸送費及び賃 金職員等雇上 費(法第4条第 2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められ る期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障碍者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害教助法施行令第4条第1 号から第4号までに規定する 者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事をいう。)の総括する都道府県知事(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められ る期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を 行うのに必要 な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本日、光熱費、修繕良) 5 使用料及び賃借料 6 通信費 7 委託費	教助事務費に支出できる費用は、 法第21条に定める国庫負担を行 う年度(以下「国庫負担対象年度」 という。)における各災害に係る 左記1から7までに掲げる令(昭和 22年政令第16号)第143条 に定める会計年度所属区分にある領 のいて、地方自治法施行令(昭和 22年政令第16号)第143条 に定める会計年度所属区分にある額を 合算し、各災害の当該合算したる額を 合算した救助事務費以外のの費用の 額の合算額の合計額に、次のイか らトまでに掲げる区分に応める制を で乗じて得た額の合計額以内とす ること。 イ 3千万円以下の部分の金額 ロ 3千万を超え1億円以下の ホ 2億円を超え3億円以下の ホ 2億円を超え3億円以下の ホ 3億円を超え3億円以下の ト 5億円を超える部分の金額	の部分の金額についてに の部分の金額については 部分の金額については 1 部分の金額については 1 部分の金額については 1	に 100 分の 8 00 分の 7 100 分の 6
		 		その同音を得た上で 救助の程度

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、 方法及び期間を定めることができる。 例:実施期間の延長、季別基準の変更、輸送費の範囲の変更等

(15) 山形県自主防災組織整備推進要綱

(昭和54年3月23日県防災会議決定)

1 目 的

この要綱は、地震時の災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の整備を推進することを目的とする。

2 整備推進機関

- (1) 自主防災組織の整備は、災害対策基本法第5条第2項に基づき、市町村が推進するものとする。
- (2) 県及び防災関係機関は、有機的連携のもとに市町村の整備推進活動に積極的に協力するものとする。
- 3 整備推進する自主防災組織
 - (1) 地域の自主防災組織

住民の各地域における自発的な防災組織

(2) 施設の自主防災組織

大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

- 4 地域の自主防災組織の整備
 - (1) 自主防災組織の重点推進地区

全県的に整備を推進するものとし、特に災害危険度の高い次のような地域に重点をおき、推進 を図るものとする。

- ア 木造家屋の集中している市街地
- イ 地すべり等災害危険区域
- ウ 消防水利、道路事情等により消防活動等の困難な地域
- (2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民がもっとも効果的な防災活動が行える地域を単位として整備を推進するものとする。

ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること。

(3) 自主防災組織の育成

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりを推進するものとする。

- ア 町内会、自治会等の自主組織活動に防災活動を組み入れる。
- イ 防犯協会、防火協会等の活動を行っている組織に防災活動の組み入れ又はその充実強化を図る。
- ウ 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。
- 5 施設の自主防災組織の整備
 - (1) 整備推進施設

次のような施設を対象に整備の推進を図るものとする。

なお、法令により防火管理者等をおき、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設 については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、地震対策を考慮する等その防災体制の充 実強化を図って自主防災体制を整備するものとする。

- ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校など多数の者が利用する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所 ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設
- (2) 複合用涂施設の自主防災組織

同一施設内に複数の事業所が所在する雑居ビル等の施設において、個々の事業所が独自に自主防災組織を設置することが効率的でない場合は、これらの事業が共同して自主防災組織を設けるものとする。

(3) 防災責任者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として防災責任者を置くものとする。ただし、法令に基づいてこれと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災

責任者とすることができる。

6 自主防災組織の連絡会議

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合、又は同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織の活動を調整するため連絡会議等を設けるものとする。

- 7 自主防災組織の整備推進及び自主防災組織に対する協力
 - (1) 市町村
 - ア 自主防災組織の整備推進を図り、住民等に対し自発的な防災組織の必要性と防災意識の高揚を図るため「モデル自主防災組織育成整備事業」及びその他必要な事業を実施するものとする。
 - イ 町内会長等地域の指導者及び施設の管理者を対象に、自主防災組織の育成について指導する とともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るためにの防災教育を実施するものとする。
 - ウ 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的に協力するものとする。
 - エ 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資機材の提供等協力に努めるものとする。
 - (2) 県

市町村が行う自主防災組織の整備推進活動及び市町村が行う自主防災組織に対する協力活動について県は、積極的に指導及び協力に努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

市町村が行う自主防災組織の整備推進活動に対し、その他の防災関係機関は、積極的に協力するものとする。

(16) 市町村防災訓練実施要項

1 目的

この要綱は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を契機として、災害発生時における初動態勢、 自主防災体制及び広域応援体制等の防災活動の円滑化を期するとともに、関係機関相互の協力体制 を確立し、地域住民の防災意識の高揚を図るために市町村が実施する総合防災訓練について、その 細目を定めたものである。

2 実施

市町村は、地域住民及び防災関係機関の協力のもと、訓練効果の期待できる時期を選定し、総合 防災訓練を年1回実施するものとする。

なお、県は市町村の総合防災訓練の実施に積極的に協力するものとする。

3 訓練内容

総合防災訓練は、震災、風水害等及びその被害に係る想定を明確にし、別紙の「訓練の体系」及び「訓練の項目」を基本とした訓練の全部又は一部を総合的に実施するものとするが、特に、次の項目を重点的に取り入れた実践的なものとする。

- ① 初動態勢の強化を図るため、職員の動員配備訓練及び災害対策本部運営訓練(情報の収集伝達等)を実施する。
- ② 自主防災体制の強化を図るため、消防団、自主防災組織及び地域住民等による初期消火、避難誘導訓練及び応急救護訓練等を実施する。
- ③ 広域応援体制の強化を図るため、自衛隊に対する災害派遣要請の訓練、他の市町村等に対する 医療、消防、物資等各般にわたる応援要請の訓練等を実施する。
- ④ 被災者の避難訓練を確保するため、避難所の設置運営訓練を実施する。
- ⑤ 防災ボランティアに対する受入れ窓口を明確にし、防災ボランティアを活用した訓練を実施する。
- ⑥ 高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した、社会福祉施設、病院等による情報伝達訓練、 避難誘導訓練を実施する。
- ⑦ 都市型災害に対応した、道路等の交通対策、電気・電話・ガス・上下水道などの生活関連施設 復旧対策の訓練を実施する。

4 参加機関

市町村地域防災計画の中で防災業務の実施機関としている市町村、県、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに地域住民等とする。

5 訓練計画の報告

市町村は、翌年度の訓練計画を別記様式により、当該年度の1月末日まで所管する各総合支庁を 経由して危機管理課に報告するものとする。

附 則

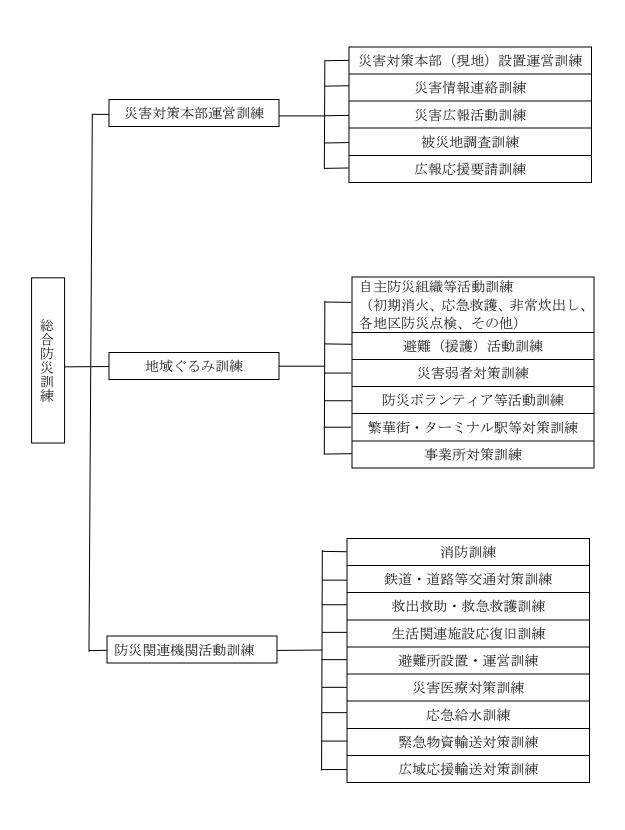
1 この要綱は平成7年10月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成19年1月4日から施行する。

附則

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。



〈訓練の項目〉

	訓練項目	実施概要	実施機関
	災害対策本部(現地) 設置運営訓練	災害に対する災害応急対策活動の中枢機能 としての、災害対策本部・現地対策本部を設置 運営する。	市町村県
災	災害情報連絡訓練	災害対策を円滑かつ適切に実施するため、気象予警報及び被害状況の収集伝達、住民の安全対策及び被害施設復旧対策に関する情報連絡訓練を実施する。	市町村 県 警察 自衛隊
災害対策本部運営訓	災害広報訓練	災害時における住民の安全確保を図るため、 防災行政無線等により、避難誘導及び冷静適切 な行動を呼びかける等、災害広報活動を実施す る。	市町村 消防本部 放送機関
連営訓練	被災地調査訓練	災害応急対策活動を適切に実施するため、被 害状況等を調査するとともに、その結果を被害 状況写真等とともに対策本部に報告する。ま た、本部長等がそれぞれの被災現地を実施視察 する。	市町村 県 警察 自衛隊
	広域応援要請訓練	広域的な災害対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊に対する災害派遣要請、日赤に対する医療救護の要請、他の市町村等に対する 災害応急対策の応援要請訓練等を行う。	
	自主防災組織等活動訓練	自主防災組織等を中心とした住民による組織単位の避難対策、高齢者・障害者等災害弱者の避難援護活動、初期消火、応急救護活動等の住民主導の災害安全対策を実施する。	市町村 消防本部・消防 団 自主防災組織 住民
	避難(援護活動)訓練	地すべり、津波等による被害を防止するため地域住民を安全な避難場所に避難させる。	市町村 消防団 自主防災組織 住民
地域ぐるみ	災害弱者対策訓練	社会福祉施設入所者及び在宅寝たきり老人 等災害弱者の災害安全対策を確保するため、自 衛消防隊、自主防災組織、防災機関による避難 誘導訓練を実施する。	市町村 消防団 自主防災組織 住民 各施設
み訓練	防災ボランティア等活動 訓練	地域住民等による被災者の応急救護等の訓練を実施する。	市町村 学校 日赤県支部 住民
	繁華街・ターミナル駅等 対策訓練	- 「を蒸発」やすい場所において 混却が止めま訓!	
	事業所対策訓練	各事業所において、自衛消防隊を中心とした 避難誘導訓練及び初期消火訓練等を実施する。	消防本部 各事業所

	消防訓練	住居地及び林野での大規模火災に対処する ため消防本部が中心となり、機動力ある消火活 動及び延焼阻止活動、火災現場からの救出・救 助及び救急・救護活動等を実施する。	消防本部 消防団 警察 自衛隊
	道路等交通対策訓練	道路での事故車両、ビル・電柱の倒壊、倒木 等に対応した道路啓開、緊急輸送路確保訓練を 実施する。	市町村警察
	救出救助・ 救急救護訓練	火災・ビル倒壊及び車両事故等により負傷した者の救出・救助、救急・救護活動を実施する。	消防本部 消防団 警察 自衛隊
	生活関連施設応急復旧訓練	被害を受けた電気・ガス・水道・電話の生活 関連主要施設の復旧対策を実施する。	市町村 NTT 東北電力ネットワーク ガス事業者 液化石油ガス販 売事業者
防災機関活動	避難所設置運営訓練	被災した住民を救護するため、避難所を開設し、非常炊出し、応急給食、仮設トイレの設置等の訓練を実施する。	市町村 NTT 東北電力ネットワーク 日赤県支部
割訓練	災害医療対策訓練	負傷した者に対し、応急医療救護所及び仮設 病院において災害医療対策を実施する。 なお、重傷者については、後方医療機関へ搬 送する。	市町村 県 消防本部 自衛隊 医師会 日赤県支部
	応急給水訓練	被災した住民に給水を行うため、応急給水車 等により飲料水を避難所まで輸送する。	市町村 自衛隊
	緊急物資輸送対策訓練	被害を受けた避難住民に対し、食料、毛布等 の物資を緊急輸送し、避難所で配布する。	市町村 日赤県支部 県トラック協会
	広域応援輸送対策訓練	広域防災体制の確立を期するため、県市町村 を越えた相互応援訓練を実施する。	市町村 警察 県 県トラック協会
	災害情報及び 被害状況報告訓練	防災活動体制の万全を図るため、防災関係機 関は、災害状況等について、山形県地域防災計 画により所管する事項を報告する。	NTT 東北電力ネットワーク ガス事業者 水道事業者 JR東日本

市町村総合防災訓練の実施計画

市町村名		
ŧπ	所属	
担当者	職名	
白	氏名	

訓練の名称										
訓練主催団体										
訓練実施日時	令和	年	月	日	()	時	分~	時	分	
訓練場所										
訓練概要										
重点項目										
備考										
【陸上自衛隊に派遣	を依頼っ	上る場合	かに記え	()						
自衛隊の訓練内容	・自衛	隊の訓練	練所要							
訓練派遣にかかる 資機材の種類等	(1) \(\simega\) (2) (3) (4) (5)				接()訓	練		

(17) 山形県災害報告取扱要領

1 趣旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第53条第1項、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び山形県災害救助法施行細則(昭和35年県規則第4号)第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)第1の2に定める災害をいう。

3 災害の報告

(1) 報告先

市町村長は、当該市町村の区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被害状況等について、総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣(総務省消防庁)に、一時的に報告先を変更するものとする。

この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告する。

(2) 報告の方法

報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類及び様式

報告の種類及び様式は次の表のとおりとする。

れるが 国際人の M2413人の 公の これの アモ ア の。						
報告の種類	様式	摘要				
災害速報	第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が 発生した被害(状況)が把握できないとき				
災害情報	第2号~第13号	災害が発生したとき				
災害中間報告	年 14日					
災害確定報告	第14号					
災害年俸	第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。				

(2) 報告の提出期限

報告の提出期限は次のとおりとする。

- ア 災害速報 即時
- イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
- ウ 災害中間報告 危機管理課が指示するとき以降順次
- エ 災害確定報告 応急対策を終了した後10日以内
- 才 災害年報 2月15日

5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、 死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又 は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給に関する法律 (昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には 災害 帯慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。) とする。

- イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどう かを問わない。
- イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。
- ウ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が 倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損 傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない 状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困 難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」 とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備 を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合 が50%以上に達した程度のものとする。
- エ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積に20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度 のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しない。 が、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもとする。

(3) 非住家被害

- ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- イ 「公共施設」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する 建物とする。
- ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。
- エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

- ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- エ 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- オ「病院」とは、医療法(昭和23年法律第20号)第1条に規定する病院及び診療所とする。
- カ 「道路」とは、道路法(昭和27年法律180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋 りょうを除いたものとする。
- キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- ク 「河川」とは、河川法(昭和39年法律167号)が適用され、若しくは準用される河川若

- しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ケ 「港湾」とは、港湾法 (昭和25年法律第218号) 第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨時交通施設とする。
- コ 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条 の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法 が準用される天然の河岸とする。
- サ「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し、所在が不明となったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を 受けたものとする。
- セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
- ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。
- チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点 で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を 記入するものとする。
- テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- ナ「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- 二 「地すべり」とは、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第1項に規定する 現象をいうものとする。
- ヌ「がけ崩れ」とは、がけ地の崩落をいうものとする。
- ネ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の渓流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
- (5) 火災発生
 - 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- (6) 被害金額
 - ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とし、具体的には学校、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設とする。
 - イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用 施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
 - ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号) による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止 施設、道路、港湾及び漁港とする。
 - エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
 - オ 「農産被災」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作 物等の被害とする。
 - カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害と する。
 - キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
 - ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の

被害とする。

- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等と する。
- コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除い た被害額とする。
- サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。
- シ「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。
- ス「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。
- セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附則

- この要領は、昭和53年5月10日から施行する。 附 則
- この要領は、昭和57年6月28日から施行する。 附則
- この要領は、昭和60年1月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成8年5月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成9年10月15日から施行する。 附 則
- この要領は、平成13年9月18日から施行する。 附則
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成30年3月9日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

		災	害	速 (報 月	日	時	分現在)
务	後信機関及び発信者							
Ę,	を信機関及び受信者							
55	き 害 の 原 因							
災害	 三発生(予測)年月日							
	災害発生場所		(市、	町、村)				
災								
害								
(T)								
概況								
及								
び								
応								
急								
対策								
の								
状								
況								

(注):被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A4又はA3の部分図、以下の様式も同)併せてファクシミリで送付すること。

様式第2号

人 的 被 害 情 報

報告先: 報告機関名: No. 令和 年 月 日() : 現在

					节和 中 月	μ () .	5亿1工
市ケイ田				発生	被災者氏名		
整理	被害の態様	被害発生の場所		日	生年月日	被害の原因	備考
番号			月時	分	被災者住所		
			,		12.53 4 1 1 1 1 1 1 1 1		

- - 2 被害発生の場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
 - 3 備考の欄には、その他参考となる事項を記入すること。

様式第3号

住家·非住家被害情報

報告先: 報告機関名: №. 令和 年 月 日() : 現在

1 住家被害

			被害	発生	被害内容		復	[8]	
被害の態様	場	所	月	日	世帯主名	被害の原因	月	日	備考
			時	分	人数		時	分	
				被害の態様 場 所 月	被害の態様場所月日	被害の態様場所被害発生被害内容世帯主名世帯数	被害の態様場所被害発生被害内容 世帯主名 世帯 数被害の原因	被害の態様 場所 一月 日日 世帯主名 世帯主名 世帯 数 被害の原因 月日	被害の態様 場所 一月 日日 世帯主名世帯主名世帯数 被害の原因 月日

2 非住家被害

7 EXIX											
東ケエ田				被害	発生			復	旧		
整理 番号	被害の様態	場	所	月	日	被害内容	被害の原因	月	日	備考	
笛勺				時	分			時	分		

- (注) 1 被害の態様の欄には、「5記載要領」に準じ、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。
 - 2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
 - 3 「1 住家被害」の被害内容の欄には、世帯主名、世帯数及び人数を記入すること。
 - 4 復旧の欄には、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込みの場合は見込みと記入すること。
 - 5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無を、非住家被害の場合は被害が生じた 建物名等を記入すること(避難状況については、様式第4号に記入すること)。

住 民 避 難 情 報

報告先: 報告機関名: No. 令和 年 月 日() : 現在

							1711 十 万	μ(<u> </u>	•	九1工
整理	住民避難の			避難開始		住民避難の		避難解消			
番号	原因	場	折	月	日	内容	避難先	月	日	備	考
ш ,	<i>"</i> "			時	分			時	分		
						(世帯数)					
						世帯					
						(人数)					
						人					
						(世帯数)					
						世帯					
			E			(,)(()					
						(人数)					
						(世帯数)					
						世帯					
			F			111					
						(人数)					
						人					
						(世帯数)					
						世帯					
						(人数)					
						人数)					
						(世帯数)					
						世帯					
			ŀ								
						(人数)					
						人					

- (注) 1 住民避難の原因欄には、道路規制、土砂災害、(がけ崩れ、地すべり、土石流等)、住家被害(前回、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水)等の別を記入すること。
 - 2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
 - 3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。
 - 4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。
 - 5 避難解消の欄には、見込みの場合は見込みと記入すること。
 - 6 備考の欄には、避難指示等の発令、解除等を記入すること。
 - 7 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

道 路 規制 情報

 報告先:
 報告機関名:
 No.

 令和 年 月 日()
 :

現在 規制開始 規制解除 整理 路線名 備考 区間•場所 規制理由 月 日 規制内容 迂回路 月 日 番号 (道路名) 時 時 分 分 有・無 有•無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
 - 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
 - 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 - 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
 - 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
 - 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
 - 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。
 - 8 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

河 川 被 害 状 況

報告先: 報告機関名: No. 令和 年 月 日() : 現在

						令和 年 月	日 ()	:	現仕
車∕√ 1⊞				被害	発生					
整理番号	河川名	場	所	月	日	被害内容	数	量	備	考
留り				時	分					

- - 2 場所の欄には。何々地内等まで記入すること。
 - 3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
 - 4 数量の欄には、延長 (m)、面積 (m²)、土量 (m³)等を記入すること。
 - 5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること。(避難状況については、様式第4号に記入すること。)
 - 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

土 砂 災 害 情 報

						714 年 月		:	現仕
整理				被害	発生		仕見の		
番号	災害の態様	場	所	月	日	災害内容	住 民 の 避難状況	備	考
留り				時	分		地土美田4人4人		

- (注) 1 災害の態様の欄には、がけ崩れ、地すべり、土石流等の別を記入すること。
 - 2 場所の欄には。何々地内等まで記入すること。
 - 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
 - 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。
 - 5 様式第5号に記入した分については除くこと。
 - 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

ライフライン被害情報

						11/16 1 /1	н (,	•	
整理	ライフライン			被害	発生		復	旧		
番号	の種別	場	所	月	Ш	被害内容	月	日	備	考
留り	♥ノイ聖ガリ			時	分		時	分		

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。
 - 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。
 - 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。
 - 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
 - 5 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第9号

その他被害状況(

報告先: 報告機関名:

報告機関名: No. 令和 年 月 日() : 現在

関係)

						14 117 1 24		•	/
整理				被害	発生				
番号	被害の態様	場	所	月	П	被害の内容	被害の原因	備	考
留り				時	分				

- (注) 1 本様式は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。
 - 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 - 3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。
 - 4 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第10号

生活救援関係情報

 報告先:
 報告機関名:
 No.

 令和 年 月 日() : 現在

## *III		I		14	1 1 1 1 H (
整理番号	避難施設名	場	所	避難者数	避難者内訳	
				人		

^{| (}注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人(小学生~20歳未満)、大人(20歳以上~65歳未満)、高齢者(65歳以上)毎に記入すること。

医療救護関係情報I

報告先:	報告機関名:	No.
	令和年月日():	現在

病院、診療所等の被害及び受け入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人員

^{| (}注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。

² 既収容人数を()内書きで記入すること。

様式第12号

医療救護関係情報 II

報告先:報告機関名:No.令和 年 月 日 (): 現在

人的被害状況

	1\1\1\1				T	
区分	人 数 (人)	場	所	これまでの対応	市町村外病院への搬送 必要者数及び内訳	備 考
死者						
	(計					
行方 不明者	(計					
重傷者	(計)					
軽傷者	(hir)					

⁽注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

様式第13号

医療救護関係情報Ⅲ

報告先: 報告機関名: No.

報告機関名: No. 令和 年 月 日 () : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

アンバリー及び医薬品等不足状況												
整理	場	所	不足する。	マンパワー	不足する医薬		備考					
番号	3//5	121	医 師	看護師等	種類及び	数 量	End 7					
			人	人								

- (注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。
 - 2 医師については、必要な診療科名を記入すること。

様式第14号

災 害 報 告(中間・確定)

	災害	名							区			分		被	害		区	分	被	害	災害	名称			
									Ш	流出	出・埋き	殳	ha			公立	乙文教施設	千円			害対策		月	日	時
	報告	釆巳	第	報					Щ	冠		水	ha				水産業施設	千円			策部	解散	月	日	時
	+14 口 1	■ 4	,						畑		出・埋き		ha				卡土木施 設								
			(月	<u> </u>	時現在)			冠			ha				他の公共施設								
	市町村	村名							学		校		箇所			小		千円			災 設				
			/\	Justa					病		防		箇所			農	産被害				災害対策本部				
	区		<u>分</u>	被		害			道橋	10	路		箇所			林	産被害		1		第 町本 村				
		死者 うち災害	人						惝	り	ょう)	箇所			畜	産被害	千円			部名				
人		関連死者	人																						
的被害	行力	了不明者	人						河		Л		箇所			水	産被	千円				計			団体
害	負傷者	重傷	人						港		湾	3	箇所			商	工被言	千円			III hade				
	者	軽傷	人						砂		防	5	箇所			商	工建物被言	千円			災害市				
	全場	i i	棟						清	掃	施設	ž	箇所			鉄追	直施 設 被 害	千円			□救助				
			世帯						鉄	道	不 通	<u>á</u>	箇所			電信	電話施設被割	千円			法名				
/ }-			人						被	害	船舶	É	隻			電力] 施設被害	千円							
住	半塚	Ę	棟						水		道	Í	戸			そ	の 他	千円				計			団体
			世帯						電		話		回線			小		千円			消防	職員出動發	正人数		人
家			人						電		気	Ĩ,	戸			被	害 総 額				消防	可員出動殖	正人数		人
	一音	『破損	棟						ガ		ス		戸				災害発生場	所							
			世帯						ブロ	コック	ク塀等	Ě	箇所			備	災害発生年	日日							
被		\ 	人						,,,		111. 161					νнэ	火日元工十	ЛН							
	床上	:浸水	棟					9			帯 数		世帯				災害の概況								
			世帯					9 "	災	<u>者</u>	数 べ り		人 箇所				W/ P+ 1/6 BB &	74LIN							
害	由下	浸水	<u>人</u> 棟					害の	地が		崩れ		固別 箇所				消防機関の	店虭状况							
	M 1	(文/\)	世帯					災害の態様	土	<u>り</u> 石			箇所				その他(避	難指示等の)状況)						
			人						建	<u>Т</u>	物		件			±z.		•							
非	公	共建物	 棟					火災	危				件			考									
非住宅		この他	棟					災発生	そ	σ,			件												

災 害 年 報

(市・町・村)

		/(/ F	₽ <i>I</i> 7	1				(1)	」・町・桁)
区分			害名 生年月						計
	歹	ヒ うち災害関連	者	人					
人			964	人					
被	行フ	5不明者		人					
人的被害	負傷者	重傷		人					
	者	軽傷		人					
				棟					
	全		壊	世帯					
				人					
住				棟					
1	半		壊	世帯					
				人					
家				棟					
		部 破	損	世帯					
被				人					
				棟					
害	床	上 浸	水	世帯					
				人					
				棟					
	床	下 浸	水	世帯					
				人					
-1 F- (-)	- -	公共建	物	棟					
非住	二豕	その何	也	棟					
	ш	流出・共		ha					
	田	冠水		ha					
そ	畑	流出・均		ha					
		冠水	(ha					
	学		校	箇所					
0	学病		院	箇所					
	道		路	箇所					
	橋	りょ	う	箇所					
lih:	河		Ш	箇所					
他	港		湾	箇所					
	砂		防	箇所					
	清	掃施	設	箇所					
	が	け崩	れ	箇所					
		. /***	-		l	1	1	I .	

	災害	三夕							
区分	_	^{5名} E年月							
		箇所							
	鉄道不通	隻							
	被害船舶								
そ	水道	戸							
	電話	回線							
Ø	電気	戸							
	ガス	戸							
他	ブロックサ								
	地すべり	箇所							
	土石流	箇所							
火災	建物	件							
火災 発生	危険物	件							
	その他	件							
り災世		世帯							
り災者		人							
公立文		千円							
	産産業施設								
公共土		千円							
その他	の公共施設	千円							
小計		千円							
農産被	害	千円							
林産被	害	千円							
畜産被	害	千円							
水産被	害	千円							
商工被	害	千円							
商工建	物被害	千円							
鉄道施	設被害	千円							
電信電	話施設被害	千円							
電力施	設被害	千円							
その他	ı	千円							
被害総	額	千円							
	害 設	置	月日	月日	月	日	月日	月 日	
対策本	部解	散	月日	月日	月 月	日	月日	月 日	
消防耳	職員出動	延人数							
消防	団員出動	延人数							
備		考							

(18) 山形県消防防災へリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県消防防災へリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第14条 第6項の規定により、消防防災へリコプターの緊急運航(要綱第13条第1項第4号に規定する活動を除く。以下「緊急運航」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱、臓器移植法の施行に伴う山形県消防防災へリコプターによる臓器搬送取扱要領及び山形県消防防災へリコプター応援協定(以下「協定」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、山形県消防防災へリコプター緊急運航基準(別紙)に該当する場合に行うものとする。

(緊急運航の要請)

- 第4条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」)という。)の長が山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急主幹(以下「運航責任者」という。)に対して行うものとする。(緊急運航要請の手続)
- 第5条 前条の緊急運航の要請は、次の各号に掲げる時間帯の区分に応じ当該各号に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 午前8時30分から午後5時15分まで 消防防災航空隊に対して電話等にて速報の後、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書 (別記様式。以下「緊急運航要請書」という。) を当該隊にファクシミリにて提出
 - (2) 前号に掲げる以外の時間帯 消防災航空隊長又は副隊長に対して電話にて速報の後、緊急運航要請書を消防防災航空隊にフ ァクシミリにて提出

(緊急運航の決定)

- 第6条 総括隊長は、第4条の規定による緊急運航の要請を受けたときは、緊急運航を要する事態の 状況及び現場の気象状況等を確認のうえ出動の可否を決定する。
- 2 総括隊長は、出動の可否を決定したときは、直ちに緊急運航を要請した市町村等の長(以下「要請者」という。)に対し緊急運航の可否を伝達するとともに、緊急運航を行う場にあっては、速やかに要請内容に対応する出動体制を整備し、運航責任者に対する緊急運航の報告、県警察本部航空隊及び陸上自衛隊第6師団第6飛行隊並びに海上保安庁酒田海上保安部(海等での水難救助等の場合に限る。)に対する緊急運航の通報を行うものとする。

(受入態勢)

- 第7条 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入態勢を整えるものとする。
 - (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
 - (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
 - (3) 空中消火基地の確保
 - (4) その他必要な事項

(報告)

第8条 運航責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ、要請者に対し当該災害等の状況について 報告を求めることができるものとする。

附則

この要領は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月14日から施行する。 附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

- この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災へリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない又は活動できない場合)
- 2 緊急運航基準

消防防災へリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

(1) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災へリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ 被害状況等の調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び消防資機材等の搬送

大規模火災等において、人員及び資機材等お藩操手段がない場合、又は消防防災へリコプターによる搬送が極めて有効と認められる場合

エ その他、消防防災へリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川や海等での水難事故、山岳救難事故等における捜索及び救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは、対応できないと認められる 場合

イ 高層建築物等の火災における救助

高層建築物等の火災において、地上から救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる 場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者の救出

山崩れ、地震、洪水等の災害により、陸上から救出が困難で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等の事故における救助

高速道路及び自動車専用道路上、航空機、列車等での事故で、救急車での収容、搬送が困難 い認められる場合

オ その他、消防防災へリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 救急活動

ア 救急患者の搬送

消防防災へリコプターによる搬送が有効であると認められる場合

イ 傷病者発生地への医師及び医療器材等の搬送

山村及び離島等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師及び器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への患者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

エ 大規模災害時の医師等及び資機材の搬送

大規模災害時において、医師等及び資機材の搬送が必要と認められる場合

- オ その他、消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合
- (4) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、津波、台風、大雨等の自然災害若しくはガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の搬送 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品・復旧資 機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の伝達等広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、 警告等を迅速活正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他、消防防災へリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域応援要請に基づく活動

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日付け消防広第74号各都道府県知事あて消防庁長官通知、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(昭和61年5月30日付け消防救第61号 各都道府県知事あて消防庁次長通知)、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定(平成7年10月31日締結)及び消防防災へリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定(平成12年3月1日締結)等に基づく要請のあった場合

附則

この基準は、平成10年6月1日から施行する。

附則

この基準は、平成14年5月1日から施行する。

附則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

「山形県消防防災へリコプターによる交通遠隔地の救急活動基準」は廃止する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請市町村等	市	・町・村	発	信者			
緊急運航事態種別	(1)火災	(2)救助	(3)救急	(4)災	害応急	(5)その他	
要請内容	(1)火災	(2)救助	(3)救急	(4)物	資輸送	(5)偵察	(6)その他
発生場所	住所						
目標	目標						
	マップ		縦座標軸		横	座標軸	
発生日時	年	月	月 ()	時	分頃		
事故概要又は							
災害概要							
気象状況	天候	風向	風速	m/se	c 気	温 ℃	
(災害現場)							
必要資機材							
出場先	場所	(-	†・町・村	.)			番地
	目標(名和	,	1. 11	,			щт
離着陸場	1.04	• /		搬送	先病院名		病院
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	マップ		縦座標軸			横座標軸	
搬送先	場所	(-	<u> </u>			DV	番地
	目標(名和	`	, , , , ,	,			11
離着陸場		• /		搬送	先病院名		病院
,,,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,	マップ		縦座標軸			横座標軸	71 412 2
傷病者名	住所		,,				
100 / 1	氏名		生	年月日	年	月 日	歳
	傷病名				重・中・		男・女
現地搭乗者	(有・無)	職名	· ·	氏	-	·—	
地上指揮者	指揮者名	,,,,,					
コールサイン		(全国波	• 県内波)	コールサ	イン		
他の防災ヘリ				-	<u> </u>		
の活動用性	(有・無)	機	関名				
要請日時		年	月 日	曜日	時		
※以下の項目については、	消防防災網	元空隊で活	舌動を決定	後至急連	絡します		
運航指揮者	指揮者名	743377	1370000	<u> </u>	η μ ο στ γ	0	
コールサイン		(全国波	• 県内波)	コールサ	イン		
到着予定時間	711111111111111111111111111111111111111		月日	曜日	· 時	分	
活動予定時間		1 /	時	分	,		
※その他の特記事項			•				
			受 =	田 者			

1-2 災害応援協定等一覧

(1) 災害応援協定

協定名称 締 豊島区と遊佐町との非 平成 常災害時等における相 5月 互応援に関する協定		締結先 東京都豊島区	大規模災害発生時おける、相互
	10 🗆		
万応援に関する協定	19 🖂		応援に関する協定
災害時における遊佐町 平成	11 年 遊	佐町内の郵便局	災害発生時おける、相互協力に
内郵便局、遊佐町間の 5月	6 目		関する覚書
協力に関する覚書			
遊佐町とにかほ市との平成	21 年 利	火田県にかほ市	大規模災害発生時おける、相互
非常災害時における相 2月	5 目		応援に関する協定
互応援に関する協定書			
災害時の情報交換に関 平成	21 年 国	国土交通省東北地	災害時の被害状況等の情報交
する協定 8月	10 日 方	7整備局	換、連絡員の派遣
災害時における遊佐町 平成	22年 酒	5日飽海建設総合	災害時おける、遊佐町所管公共
所管公共施設の災害応 10月	5 日 組	且合	施設の災害応急対策業務の実
急対策業務に関する協			施に関する協定
定			
	23 年 宮	宮城県大崎市	大規模災害発生時おける、相互
害時相互応援協定書 11月	3 日		応援に関する協定
災害時における段ボー 平成	24 年 酒	雪田市	災害発生時、酒田市、鶴岡市、
ル製品の供給に関する 7月		東北旭段ボール株	三川町、庄内町、遊佐町へ段ボ
協定書	左		ール製品、段ボール加工品の供
			給に関する協定
	*	在工建設業組合	災害発生時おける、障害物の除
	29 日		去、危険箇所の応急措置等に関
る協定書			する協定
		1形県立遊佐高等	災害等の発生時、学校施設を避
施設の使用に関する協 9月	1日 学	学校	難所として指定するための協
定書	0 = Fr -	F= 11. 2 2 3 101a - 15a	定
		東北カートン株式	災害発生時おける、段ボール製
調達に関する協定書 4月	19 日 会	会社	品、取扱商品の緊急調達に関す
(((全味な)アナン)ナス ぬか ロー	05年 加	11474 - 7 =	る協定
		山台コカ・コーラ	大規模災害発生時おける、飲料水笠の優先供給に関する協会
水等の供給に関する協 5月 定書		ドトリング株式会	水等の優先供給に関する協定
化首		上庄内営業所	
災害時における福祉避(平成)	25 年 社	上会福祉法人山形 1	災害時、「特別養護老人ホーム
		· 云 恒 位	松濤荘」を福祉避難所として指
協定書		ハルム田田尹末日	定するための協定
	25 年 社	上会福祉法人遊佐 	災害時、「障がい者支援施設月
		了生会 [生会	光園」、「特別養護老人ホームゆ
協定書			うすい」を福祉避難所として指
W/C E			定するための協定
大規模災害時における			, _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _
	26 年 庄	E内みどり農業協	災害救助に必要な物資等の緊急
の確保に関する協定 3月	*	司組合	輸送物資集積場所の確保

协学互补	∞☆√+ □	☆☆⟨┼├┼	经生中公
協定名称	締結日	締結先	締結内容
災害時における緊急物	平成 26 年	ヤマト運輸株式会	災害救助に必要な生活必需品
資輸送及び緊急物資拠	5月15日	社 山形主管支店	等の輸送、支援物資等の補完施
点の運営等に関する協			設の運営業務等
定			
防災まちづくりの推進	平成 26 年	日本福祉大学及び	防災まちづくり及び生活臂臑
並びに災害時における	6月8日	6 町村	品等の供給
相互協力に関する協定			
災害時における放送要	平成 27 年	酒田エフエム放送	災害時の要請にもとづく情報
請に関する協定	6月23日	株式会社	提供の実施
災害時における応急対	平成 27 年	一般社団法人山形	災害時の応急対策用燃料等の
策用燃料(液化石油ガ	9月1日	県LPガス協会	供給
ス)等の供給応援に関			
する協定			
災害時における福祉避	平成 28 年	山形県社会福祉事	災害時、「山形県立吹浦荘」を
難所の指定等に関する	4月1日	業団(吹浦荘)	福祉避難所として指定するた
協定書		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	めの協定
災害時における相互協	平成 28 年	生活クラブ生活協	災害時の物資・人的応援及び平
力に関する協定	4月18日	同組合連合会・庄	時からの連携体制の構築
	- / / .	内みどり農業協同	300 300 123311 113312
		組合	
大規模災害時における	平成 29 年	山形県行政書士会	災害時の罹災証明書類に関す
被災者支援に関する協	3月30日		る相談、廃車手続き、相続関係
定	0 /1 00 H		等の相談支援
災害時における消防用	平成 29 年	庄内生コンクリー	災害時の消防用水運搬へのコ
水の供給支援に関する	12月22日	ト共同組合	ンクリート車両の提供支援
協定	14 /1 44 H		マノノ 平向の股内入版
災害発生時の対応と平	平成 30 年	町内郵便局及び酒	防災活動及び災害時対応に関
常時における高齢者見	2月1日	田郵便局	すること(他に平常時の見守
守り活動の相互協力及	4月1日	四判	り、道路確認、不法投棄等の協
び道路損傷等発見時の			力も含む)
対応に関する協定			

(2) その他の協定等

協定名称等	締結日	締結先	締結内容
防災サミット in 豊島	平成 27 年 11 月 10 日	埼玉県秩父市・三芳町・福島県 猪苗代町・岩手県一関市・群馬 県神流町・新潟県魚沼市・長野 県箕輪町・茨城県常盤大宮市・ 栃木県那須鳥山市・山形県村山 市・秋田県能代市・愛媛県内子	災害時の機動的な連携 及び相互支援受援体制 を構築
防災サミット in 那須鳥山	平成 28 年 7月 21 日	町・東京都豊島区 埼玉県三芳町・福島県猪苗代 町・岩手県一関市・新潟県魚沼 市・長野県箕輪町・茨城県常盤 大宮市・栃木県那須鳥山市・山 形県村山市・愛媛県内子町・神 奈川県湯河原町・東京都豊島区	災害時の機動的な連携 及び相互支援受援体制 を構築
遊佐町防災行政 無線運用に関す る覚書	平成 28 年 3月3日	酒田警察署	遊佐町防災行政無線を 利用して防犯情報等の 広報を実施
遊佐町が行う事 務及び事業から の暴力団排除の 推進に関する合 意書	平成 24 年 11 月 14 日	酒田警察署	遊佐町の行う事務及び 事業から暴力団排除を 徹底するための合意書

2 遊佐町周辺の災害履歴一覧表

発 生 年	災害種	災 害 の 様 子	出典
1134	洪水及び 地震	洪水 50 日、地震 7 日	1
1466	洪水	このころ洪水あって川北水を湛えること7日、そのとき東禅寺の城塁破壊、遊佐太郎繁元、これを今の城地に移し、酒田	1
1615	洪水	城という。この洪水を白髭水という。	1
1615 1647	洪水	4月5日、庄内大洪水。 この年、郡中洪水、損毛多し。	1
1648	洪水	5月16日、大洪水、酒田御蔵へ浸水、濡米多し。	1
1669	洪水	六月、川々洪水、二十日、郷中水損の所より注進あり。遊佐	1
1003	12/10	郷は11日より15日まで大洪水、水押・水いかり高7307石4786。22日、また大雨降り吉出川洪水、24日まで、吹浦ちょうな橋流れ、吹浦御松林より橋材申し請けを願い出る。	1
1682	洪水	4月3日、大洪水。北は門田村、南は茨野の土手破れ、両方の水落ち合い、鵜渡河原にて馬は数を知らず、人2~3人死ぬ。古荒、土崎、大多の者は船で酒田に逃げ、牧曽根、中野曽根、漆曽根は床の上にて夜をあかす。酒田は内町、片町は5人乗りの船自由。七つ蔵の御米、何万俵も濡れる。この洪水は前代未聞のこと。	1
1685	洪水	4月、川北方面大洪水。茨野新田堤防 50 間破れ、門田村の 水門を破って川北一帯に氾濫、人馬の死傷多し。	1
1706	洪水	6月3日、夜、大雨降り洪水となる。	1
1707	洪水	6月、上旬より降雨 14~5日に及んで、庄内大洪水となり、 川北田地浸水、鶴岡内川大水、酒田城本丸に入水して蔵米 6000 俵余りが濡米となる。	1
1755	洪水	5月23日から大雨、24日、最上川大洪水。	1
1757	洪水	4月、洪水、亀ヶ崎城郭内に浸水。5月、大洪水、亀ヶ崎大 手前にて人夫溺死す。	1
1766	洪水	3月、酒田、雪どけ洪水のため御米置場の柵ぎわまで崩壊、 川欠けの患あり。	1
1767	洪水	5月、洪水で門田堤防破られ、酒田城米積船を押し流し、御 米置場、瑞賢蔵も破壊さる。	1
1771	洪水	6月21日、庄内大洪水。	1
1777	洪水	7月11日より14日までの洪水で、日向川流域の堰台・土堤 など25ヵ所が被害を受け、田畑大痛みとなる。	1
1780	洪水	7月2日、大雨。藤崎村家前の浜田、大洪水。	1
1781	洪水	5月1日、日向川洪水、宮野内村より宮野内新田まで7ヵ所押し切る。農民は苗の才覚に困り、救いを願い出る。	1
1784	洪水	3月6日、日向川洪水のため流域村々に被害出る。	1
1786	洪水	6月7~9日、日向川洪水。	1
1791	洪水	6月16~17日、7月15~16日、日向川大洪水にて水門、土 堤など流失、福山組では674石ほどの被害を受ける。	1
1792	洪水	7月15~16日、日向川洪水。	1
1793	洪水	4月29日より30日まで大水。その被害、北目組において、 水押969石6斗、水湛372石8斗、水掘14石5斗。	1
1795	洪水	6月26日洪水。27日朝飯後より引水。7月17日洪水。 8つ時(午後2時)より引水。	1
1798	洪水	6月8日、15日、24日、洪水。24日は大水、家内まで5寸、	1

発 生 年	災害種	災 害 の 様 子	出典
		六日町より下の高道土手残らず水越える。	
1803	洪水	6月21日・22日、大雨、大洪水。	1
	洪水	7月15日、洪水にて月光川南岸、欠崩れ。	1
1804	洪水	6月12日・16日・27日と大雨があり、大洪水に見舞われて	-
		田畑は泥海となる。	1
1806	洪水	6月4・5日、洪水あり。	1
1818	斜面崩壊	蕨岡松岳山の大堂、後方の山崩れて土石堂内に突入、ために	1
1000	MI. L.	破損を生じ、これに修繕を加う。	
1820	洪水	6月2日、六日町仮橋あたりで平水より1丈4尺 (4.24m)。	2
	洪水	6月4日、六日町仮橋あたりで平水より1丈8尺	
	12/21	(5. 45m) _o	2
	洪水	7月4日、六日町仮橋あたりで平水より1丈8尺	0
		(5. 45m) _o	2
1821	洪水	7月4日、洪水により六日町御蔵に水上り、89 俵濡れ米と	1
		なる。	1
1822	洪水	6月21日より洪水。六日町の仮橋あたりの水高、平常より	1
		九尺。	1
	洪水	7月3日夜より出水、川北は大洪水というほどではないが、	1
		鶴岡の方は稀なる大洪水。	1
1828	洪水	7月9日より11日夜まで雨が続き、大洪水。普譜所を押し	
		切り田地に水押し、水掘り砂埋め、遊佐郷の水高、平地より	
		1 丈 3 ~ 4 尺にて所々荒地も出来、民家の水上がり 250 軒	1
		余。郷蔵も水上り、濡米出る。酒田御蔵は2~3俵高さまで	
		上り、多分1万俵も濡米となる。	
1833	洪水	5月23日、雨少し降り、25日夕方より降り出し、これより	
		毎日雨。6月4日より土用。土用中は1日とて晴天なく、20・	
		21 日は天気。22 日よりまた雨。25・26 日は昼夜大雨降り続	1
		けて川は出水、別して最上川は大洪水。常水よりも2丈3尺	
		(ほぼ 7 m)、そのほかの川も 1 丈 3 尺(ほぼ 4 m) 余の水	
1000	مالد حالم	増し。酒田御蔵にて濡米4万俵も出る。	
1839	洪水	6月2日、吉出川洪水のため土堤決壊、田地水押ならびに水	1
	洪水	湛多し。 6月 24 日、吉出村・上野沢村・下野沢村、吉出川・高瀬川	
	供 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	6月24日、晋田州・上野水州・下野水州、晋田川・高瀬川 洪水による田地の水押・水湛ならびに御普譜場の被害を訴え	1
		る。	1
	洪水	3。 6月28日、大洪水。民家に水多く上り、鹿野沢村の金毘羅	
	沃八	道崩れ、金毘羅宮 500 間ほど突出す。酒田御蔵、濡米 3000	1
		俵余出るという。	1
1845	洪水	2月20日、大雪しろにて村々洪水。最上川は別して水多く、	
1010	12//1	酒田御蔵は3000 俵余濡米となる。遊佐郷1丈3尺増水。	1
1850	洪水	6月15日夜より大雨、16日より20日過ぎまで大水。その	,
	-	後も時々大水あり。	1
	洪水	6月17日、赤川洪水。天保10 (1839) 年以来の洪水。町屋	-1
		220 軒余浸水。	1
1865	洪水	6月 24 日、洪水。吉出川の水高1丈(3m)。吉出村田地	
		180 石ほど水押ならびに水湛。高瀬川の水高7尺。上野沢村	1
		田地 170 石ほど水押、下野沢村田地 35 石ほど水押ならびに	1
		水湛となる。	

発生年	災害種	災 害 の 様 子	出典
1872	洪水	7月6日より18日ころまで大雨。40年来の大洪水という。	1
1875	洪水	7月17日、吉出川洪水で堤防大破、吉出村、押切および決 壊16ヵ所を届け出る。	1
	洪水	18・19日、最上川大洪水。家屋および死人多く流れ来る。	1
1879	洪水	6月26日、最上川・赤川、大氾濫。さらに7月、最上川大 洪水、酒田の被害甚大。	1
1884	洪水	7月12日昼夜の大雨により、13日朝4時ころに至って月光川の水溢れ、近傍田畑はもちろん、遊佐町村・吉出村は一円水湛。高瀬川は平水より高さ1丈、内川で8尺くらい。急破箇所、遊佐町村3箇所、吉出10箇所、野沢村6箇所、水上がり被害家屋、遊佐町村35戸・野沢村5戸・下野沢村12戸・吉出村3戸。この洪水による田の被害は遊佐町村48町2尺・吉出村28町・野沢村4町3反。	1
1885	洪水	7月16日午後よりの荒雨のため、17日暁より月光川および 高瀬川が大洪水となる。吉出村川原新田の堤防150m下曽根 田の堤防も40mにわたって決壊、高瀬川も上野沢で決壊5 カ所、水上り家5戸、落橋2。	1
1891	洪水	春は順気なるも5月後、雨天は6月末まで続き、7月7日ころよりまた降りはじめ、7月13日は非常の暴風雨・洪水。8月13日も大風雨。	1
1894	洪水	さつき後順気、本年は上作ならんと人みな喜びおりしところ、7月24日午後4時半ころより南風吹きはじめ雨降り出し、同夜、強風増し、翌午前3時ころより月光川筋は大洪水となる。平水より嵩みたるは1丈5~6尺(4.5~4.8m)、下宮田などは家屋の板の間の上に2~3尺余も浸水、田圃は一円稲穂の上2~3尺余も水を流す。前代未聞の大洪水、その惨状目も当てられぬ有様なり。江地にて溺死者5名。	1
1898	洪水	旧5月10日ころより雨続き、15日10時より強雨。18日、 月光川洪水のため宅地続きの畑欠落、20日も出水。22日午 前5時40分より2時間、非常の強雨。	1
1911	洪水	旧6月は雨ふり、月光川、田畑に浸水して大豆そのほかの畑 作皆無。	1
1917	洪水	7月2日から5日にかけて大雨。酒田で198mm。赤川流域の 広野周辺で水田300ha、京田川流域では同じく200 haが冠 水する。	1
1925	洪水	集中豪雨による多くの被害あり。	1
1926	洪水及び 土石流	8月3日、午後8時ころより暴風雨。酒田全町の交通が途絶えがちとなる。鳥海山系豪雨のため4日正午ころ山津波発生。遊佐・吹浦間の鉄道路線が洗われる。飽海地方の被害、死者1人、床上浸水78戸、床下浸水421戸、田畑浸水528 ha、橋梁流失22 箇所。	1
1926	洪水	8月17日、平津の東側下手50mにわたって堤防決壊し、大水、大楯と同新田の間を流れ、上長橋に向かって流れる。六日町・和田は床上浸水。一口下決壊して上野沢・下野沢に流れる。 この年の洪水で石辻橋が流され、前門西方の堤防が切れた。	1
1931	洪水	7月19日月光川筋で出水により、蕨岡村大字杉沢字荷敷の 石提護岸が100mにわたり決壊流出した。	1
1937	洪水	7月30日、雷をともなった集中豪雨あり。酒田の総雨量は	1

発 生 年	災害種	災 害 の 様 子	出典
		168.4 mmを記録。酒田・飽海の冠水 500ha。	
1947	洪水	8月2・3日、鳥海山系を中心に300㎜を超す大雨が降る。	1
		酒田、飽海地方の水田 757ha が冠水する。	1
1950	洪水	6月4日、100 mmを超す大雨。酒田・飽海で冠水 888ha。	1
1955	洪水	6月 25 日、豪雨によって吉出一口下の堤防 100m余決壊、	1
		十数戸に浸水、田圃30余町歩が流失埋没する。	1
1958	集中豪雨	7月27日・28日、鳥海山系を中心に534㎜の集中豪雨。	1
1966	洪水	7月 15 日から集中豪雨。 16 日夜半から 17 日にかけてさらに	
		降り続く、723 mmの記録的雨量となる。水田冠水 434ha、浸	1
		水 880ha。	
1983	洪水	7月26日午後から豪雨。鳥海山で149㎜。その被害は遊佐	
		町全域に及び、被害額1億1879万円。家屋浸水床上6、床	1
		下 79、水田浸水 1280ha、冠水 158ha、道路決壊 12 箇所など。	
806	地震及び 噴火	この年に地震があって、その後、鳥海山の地心鳴ること久し。	1
850	地震	10月16日、出羽国言上、地、大いに震裂、山谷処をかえて	1
		圧死する者多し。	1
		地裂け、山崩れ、国府(飽海郡本楯村樋ノ口)の城柵は傾頽	
		し、圧死者多数。最上川の岸崩れ、海水は国府から6里(3	4
		km) のところまで迫った。(M≒7.0)	
869	地震及び	5月26日、陸奥国、地大いに震動す。人民叫呼、伏して起	
	津波(?)	つこと能わず、屋倒れて圧死し、地裂けて埋殪す。城郭倉庫、	
		門櫓墻壁は頽落転覆その数を知らず、海口は哮吼して声は雷	
		 霆に似、驚濤涌潮は泝かいして忽ち城下に至る。海を去るこ	1
		と数十百里、浩々としてその涯しを弁せず、原野道路、すべ	
		て滄溟となる。溺死する者千許、資産苗稼、ほとんど子遺(げ	
	M. Lucas	つい)なし。	
1134	洪水地震	洪水 50 日、地震 7 日。	1
1293	地震	4月13日、大地震。	1
1000	ul 🖶	(震源地鎌倉?M≒7.0)	4
1362	地震	この年、大地震あり。	1
1367	地震(2)	この年、大地震。	1
1404	地震(?)	正月21日、天地、一同鳴動す。	1
1670	地震地震	6月7日、川南に雹降り、鶴岡地震。川北は大雨。 6月18日、夜、大地震。夜明け方まで8度も震う。下藤崎	1
1780			
1.00	地反		
1.00	地反	より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上	1
1.00	地灰	より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7 ~80 間ほど割れて人馬通路なり	1
1100	地放	より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7~80 間ほど割れて人馬通路なりかねるも、人家にはさして被害はなく、一同安陼す。	1
1.00	PE/PR	より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7~80 間ほど割れて人馬通路なりかねるも、人家にはさして被害はなく、一同安陼す。 6月19日朝7つ時、地震。酒田で町人小関又平衛の土蔵潰	1
1,00	PE /PR	より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7~80 間ほど割れて人馬通路なりかねるも、人家にはさして被害はなく、一同安陼す。 6月19日朝7つ時、地震。酒田で町人小関又平衛の土蔵漬倒れかかり、小家1軒潰れ、死2人。亀ヶ崎城内で鴨居・壁	
1.00	PE /PR	より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7~80 間ほど割れて人馬通路なりかねるも、人家にはさして被害はなく、一同安陼す。 6月19日朝7つ時、地震。酒田で町人小関又平衛の土蔵潰倒れかかり、小家1軒潰れ、死2人。亀ヶ崎城内で鴨居・壁落ちるものあり。余目で家痛み、金浦で落石などあり。19	1
1.00	PE /PR	より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7~80 間ほど割れて人馬通路なりかねるも、人家にはさして被害はなく、一同安陼す。 6月 19 日朝 7 つ時、地震。酒田で町人小関又平衛の土蔵漬倒れかかり、小家 1 軒潰れ、死 2 人。亀ヶ崎城内で鴨居・壁落ちるものあり。余目で家痛み、金浦で落石などあり。19日 13 回、20 日 5~6回の余震、その後は徐々に減る。(M	
1,00		より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7~80 間ほど割れて人馬通路なりかねるも、人家にはさして被害はなく、一同安陼す。 6月 19 日朝 7 つ時、地震。酒田で町人小関又平衛の土蔵漬倒れかかり、小家 1 軒潰れ、死 2 人。亀ヶ崎城内で鴨居・壁落ちるものあり。余目で家痛み、金浦で落石などあり。19日 13 回、20日 5~6回の余震、その後は徐々に減る。(M = 6.5(?))	4
	地震	より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7~80 間ほど割れて人馬通路なりかねるも、人家にはさして被害はなく、一同安陼す。 6月 19 日朝 7 つ時、地震。酒田で町人小関又平衛の土蔵潰倒れかかり、小家 1 軒潰れ、死 2 人。亀ヶ崎城内で鴨居・壁落ちるものあり。余目で家痛み、金浦で落石などあり。19日 13 回、20日 5~6回の余震、その後は徐々に減る。(M = 6.5(?)) 7月 19日、三崎の窟堂、地震によって海中に陥没す。	4
1804		より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7~80 間ほど割れて人馬通路なりかねるも、人家にはさして被害はなく、一同安陼す。 6月 19 日朝 7 つ時、地震。酒田で町人小関又平衛の土蔵漬倒れかかり、小家 1 軒潰れ、死 2 人。亀ヶ崎城内で鴨居・壁落ちるものあり。余目で家痛み、金浦で落石などあり。19日 13回、20日5~6回の余震、その後は徐々に減る。(M ⇒6.5(?)) 7月 19日、三崎の窟堂、地震によって海中に陥没す。 6月 4 日の夜 10 時ころ、庄内、とくに川北、由利郡にかけ	4
	地震	より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7~80 間ほど割れて人馬通路なりかねるも、人家にはさして被害はなく、一同安陼す。 6月 19 日朝 7 つ時、地震。酒田で町人小関又平衛の土蔵漬倒れかかり、小家 1 軒潰れ、死 2 人。亀ヶ崎城内で鴨居・壁落ちるものあり。余目で家痛み、金浦で落石などあり。19日 13回、20日 5~6回の余震、その後は徐々に減る。(M = 6.5(?)) 7月 19日、三崎の窟堂、地震によって海中に陥没す。6月4日の夜 10時ころ、庄内、とくに川北、由利郡にかけて大地震。翌5日の夕方6時頃にまた大激震。余震数日間続	4
	地震	より中藤崎北にかけて南北 200 間、幅 20 間、中藤崎より上藤崎まで南北 300 間、幅 7~80 間ほど割れて人馬通路なりかねるも、人家にはさして被害はなく、一同安陼す。 6月 19 日朝 7 つ時、地震。酒田で町人小関又平衛の土蔵漬倒れかかり、小家 1 軒潰れ、死 2 人。亀ヶ崎城内で鴨居・壁落ちるものあり。余目で家痛み、金浦で落石などあり。19日 13回、20日5~6回の余震、その後は徐々に減る。(M ⇒6.5(?)) 7月 19日、三崎の窟堂、地震によって海中に陥没す。 6月 4 日の夜 10 時ころ、庄内、とくに川北、由利郡にかけ	4

発 生 年	災害種	災 害 の 様 子	出典
		大破家屋 644 棟 怪我人 70 人	
		酒田旧市は全半壊 1000 を超え、象潟は元町で建物全壊 468、	
		死者 75 であった。	
		象潟地震、5月下旬より付近に鳴動あり、酒田付近では地割	
		れ多く、井戸水が1丈(約3m)も噴出した。	4
1000	ルボフィ	(M≒7. 0∓0. 1)	-
1833	地震及び津波	10月26日、にわかに暑くなり7つ時(午後4時ごろ)大地 震。5~6日続く。鶴岡城小破、酒田被害甚大。海岸通りは	1
	伴似	展。3~6 日祝く。 瞬間 城 小 城、	
		遊佐 庄内計	
		民家潰家(棟) 78 475	
		〃痛屋(棟) 529 1352	
		" 半壊(棟) - 176	
		死人 (人) 2 42	
		民家大浪上り (棟) 8 110	
		M-7 5TO 95	<u> </u>
1004	小金	M=7.5∓0.25	4
1894	地震	10 月 22 日午後 5 時半過ぎ、庄内大地震発生す。酒田が最も 惨状をきわめ、倒壊家屋 1558、全焼家屋 1747、死者 162、	1
		修行をされめ、関係水産 1556、主焼水産 1747、元有 162、 傷者 223 に及ぶ。	
		この地震、22 日に大激震、激震、つづいて軽震また強震、	
		すべて 35 回あり。翌 23 日より連日軽震・弱震、11 月 15 日	
		まで 115 の震動あり。この地震による遊佐の被害は次のとお	
		ŋ.	
		全焼家 全壊家 半壊家 死 人 負傷者	
		13 (棟) 352 (棟) 267 (棟) 44 (人) 60 (人)	
		野沢尋常小学校、この地震のため倒壊す。	
		 庄内地震:酒田付近では地震の約20日前から川水減り、井	
		戸枯渇し、吹浦では地震の 14~15 日前から海水の引くこと	4
		1.5尺(約45 cm) に及んだという。(M=7.0)	*
1939	地震	5月1日午後2時58分、男鹿地震、酒田震度4。弱い津波	
		あるも被害なし。(M=6.8)	6
1964	地震	5月7日、午後4時58分、男鹿半島沖地震。酒田震度4、	
		小砂川〜女鹿間の線路に地割れ、列車一時不通。弱い津波発	6
		生。(M=6.9)	
		6月16日、午後1時1分、新潟地震。酒田、遊佐震度5、	
		下藤崎において建物全壊37戸、藤崎中学校破損大、高瀬小	6
1000	ul A	学校落壁・屋根破損、町内の総被害 1 億 7,500 万円。(M=7.5)	
1968	地震	5月16日、午前9時48分、十勝沖地震。酒田、遊佐震度4。	6
1070	护震	被害なし。(M=7.9)	
1978	地震	6月12日、午後5時14分、宮城県沖地震。酒田、遊佐震度	6
1983	地震	4。被害なし。(M=7.4) 5月26日、午前11時59分、日本海中部地震。酒田、遊佐	
1900	地反	5月20日、十前11時59万、日本海中部地震。眉田、姫佐 震度4、停電や電話不通等の被害があった。津波はあったが	6
	1		

発生年	災害種	災 害 の 様 子	出典
		被害なし。(M=7.7)	
1999	地震	2月26日、午後2時18分、秋田県沿岸南部地震。遊佐町震 度5弱。	
		及 3 33。 被害:住宅一部損壊 217 戸、石垣・ブロック塀等の倒壊 19	
		件、上水道吸水管破損 5 か所、断水 113 戸、道路破損箇所(段	6
		差・亀裂・落石等) 11 か所、列車一時不通、酒田市では 1,038	
		戸停電、月光川の堤防法面崩壊1か所、液状化が数か所で発	
		生した。遊佐町の被害総額 29,422 千円。(M=5.4)	
2001	地震	12月2日、午後10時2分、岩手県内陸南部地震。酒田、遊	6
		佐震度4。被害なし。(M=6.3)	U
2004	地震	10月23日、午後5時56分、新潟県中越地震。酒田、遊佐	6
		震度4。被害なし。(M=6.8)	
2005	地震	8月16日、午前11時46分、宮城県沖地震。酒田、遊佐震	6
2225	ut. =	度4。被害なし。(M=6.8)	
2007	地震	7月 16 日、午前 10 時 13 分、新潟県中越沖地震。酒田、遊	6
2000	地震	佐震度3、被害なし。(M=6.8)	
2008	地震	6月14日、午前8時43分、岩手・宮城内陸地震。酒田、遊 佐震度4。被害なし。(M=7.2)	6
		任展度 4。	
		佐震度4。被害なし。(M=6.8)	6
2011	地震	3月11日、午後2時46分、東北地方太平洋沖地震。遊佐震	
2011		度5弱。水道管一部破損、断水、長時間停電、電話不通、列	5
		車不通。(M=9.0)	
2019	地震	6月18日、午後10時22分、山形県沖地震。鶴岡震度6弱、	C
		酒田震度 5 弱、遊佐震度 4 (M=6.7)	6
2022	地震	3月16日 午後11時36分 福島県沖地震。遊佐震度4	地震
		(M7.4)被害なし。	調査
			委員
	nd: 1	7 1 40 P P P P P P P P P P P P P P P P P P	会
578	噴火	正月16日、鳥海山噴火。前年の夏から時々噴火、その爆発	1
		音は遠雷のようであったが、この正月になって大噴火したと もいう。	1
		もいう。 鳥海山で鳴動、噴火、溶岩流出、新火口丘形成。	3
593-637	噴火	推古年間、鳥海山噴火。	1
708-715	噴火	鳥海山で噴煙、噴火、新火口丘形成?	3
715	噴火(?)	和銅年間、宿世山が煙を吹き出し、人々麓を去ること三里。	1
717	噴火	6月8日、鳥海山噴火。	1
804	噴火	この年、鳥海山上、火あること3年。	1
806	地震及び	この年に地震があって、その後、鳥海山の地心鳴ること久し。	
	噴火		1
810-823	噴火	弘仁年中、鳥海山中に火を見る。	1
824-833	噴火	天長中、鳥海山破裂して白雪川に灰水を流し、ために魚類み	1
		な死す。	1
837	噴火(?)	陸奥国上言す「玉造塞温泉石神、雷響振動して昼夜やまず、	1
		温泉、河に流れてその色は漿のごとし、しかのみならず山は	
		焼けて谷は塞ぎ、石は崩れて木を折り、さらに新沼を造って	
		沸く音は雷のごとし、かくのごとき奇怪はあげて計うべから	
000	n# L (a)	ず。」 	
839	噴火(?)	出羽国上言す、去る8月29日、管田川郡地司の解にいう「こ	1

発 生 年	災害種	災害の様子	出典
		の軍の西浜、府に達するの程の五十余里、もとより石なし、	
		しかるに今月3日より霖雨やむことなく、雷電、声を闘わす。	
		十余日を経てすなわち晴天を見る。時に海畔にむかって自然	
		の隕石その数少なからず、あるいは鏃に似、また鋒に似る。	
		あるいは白・黒・青・赤。その状体は鋭はみな西を向き、茎	
		はすなわち東を向く。故老に問うにいまだかつて見ざるとこ	
		ろ。」国司が商量するに、この浜は沙地にして径寸の石、古	
		より有ることなし。	
850	噴火(?)	6月、鳥海山鳴動か?	3
856	噴火	鳥海山噴火	3
857	噴火	5月、鳥海山で地震、噴火	3
861	噴火	4月、鳥海山で噴火、新火口丘形成?	3
871	噴火	4月、鳥海山噴火す。山上火ありて土石を焼く。また、声あ	1
		りて雷のごとし。山より出づるところの河は泥水泛溢し、そ	
		の色青黒く、臭気充満して聴くに堪えず死魚多く浮かんで擁	
		塞して流れず。両大蛇ありて長さはおのおの十許丈、相連な	
		って流出して海口に入り、子蛇の随うものその数を知らず。	
		緑河の苗嫁は流損するもの多く、あるいは濁水に浮き、草木	
00=	n# 1 (0)	は臭朽して生せず。	
885	噴火(?)	6月21日、出羽国秋田城中および飽海郡神宮寺の西浜に石	1
0.1.5	n# 1 (0)	鏃ふる。	-
915	噴火(?)	7月鳥海山で降灰、噴火(?)	3
939	噴火	5月、鳥海山で噴火	3
948-949	噴火	鳥海山で噴火	3
999	噴火	この年、鳥海山で噴火。	1
1477	噴火(?)	鳥海山で降灰(?)	3
1560	噴火	この年、鳥海山煙る	1
1659	噴火	この年、鳥海山噴火す。	1
1705	本。	鳥海山で噴火。4年ほど継続(?)。北麓で稲作に被害。	3
1735	噴火	鳥海山で新火口丘形成	3
1739	噴火	4~5月ごろより鳥海山、煙を吹きて秋まで絶えず。	1
1740	噴火	5月下旬より鳥海山上の瑠璃壺、不動石、硫黄谷が火を噴き、	1
		東西 345 間、南北 90 間(630×160mほど)ばかり延焼し、 ・ 東西 345 間、南北 90 間(630×160mほど)ばかり延焼し、	
		鳴動の響き近村に聞ゆ。由利郡にては硫黄明礬の気、渓流に 混じて4~5年の間は河水に魚類を見ず。これを用水とする	
		低して4~3年の間は何がに無類を見り。これを用がこりる 田地の作毛はことごとく損害を被り、三森川の河口に海藻を	
		生せず、海辺の岩石みな白色に変じたりという。	
1741	噴火	7月18日、鳥海山鳴り光り、直根東方、雄勝院内あたりま	1
1741	"良八	で降灰あり、作物を痛む。	1
	噴火	9月9日、ただ1回、鳥海山爆破、仙北湯沢方面に降灰あり	1
		て、その後は煙も見えず。	1
1764	噴火	鳥海山、この年ふたたび活動をはじめる。このときの噴火に	1
1.01	~/\	より鳥海山中に明和岳と称する一峰ができたという。	_
1792	噴火	4月22日、鳥海山、大鳴あり。	1
1794	噴火	8月4日、鳥海山より折々煙立つようの風聞あり。	1
1800	噴火	この年の冬より快晴の折、北風鳥海山上を吹き越すにあやし	1
		き白気、馬の尾の如くなびきあり、雲か雪かと見えければ、	_
		深く心を付くる者なし。仙北あたりの話では最初に山の焼け	
		始めたのは11月ころというも、遊佐郷は山裏にして様子見	
	1	/// / / / / / / / / / / / / / / / / /	

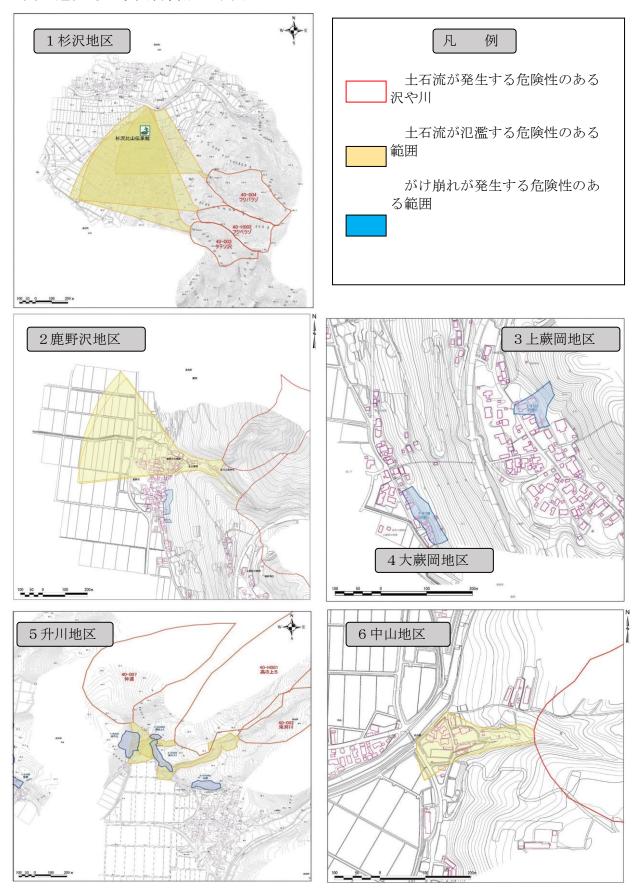
発 生 年	災害種	災 害 の 様 子	出典
		えず、鳴動も聞こえず、女鹿・小砂川あたりではその日の風	
		向きによりときどき鳴動聞こえたる由。	
1801	噴火	2月12日、夜5つ時(8時)ころ、東の方に当たって奇異	1
		の震動あり。それより鳥海山上、煙立ちて見ゆるも雲か煙か	
		定かには相分からず。	
		2月13日、夜4つ時(10時)ころ、雷音のごとき音響あり。	
		荒沢通り熊子沢・濁川あたり降灰甚だしく、雪の丈くらい、	
		およそ2~3寸堆積す。3月上旬、雪中登山して鳥海山の噴	
		火せるを見る。荒神岳御堂は焼け崩れ、長床は3棟とも破損、	
		本社御堂は影もなし。噴煙はまだ少しずつ所々に見ゆ。	
		3月上旬、山上に登りて見るに瑠璃壺あたりより焼け始め、	
		荒神岳本社のあたりは大谷となり、本社は見えず、少しずつ	
		一面煙出てその数を知らず。	
		7月1日、大圧屋阿部善大夫の子政吉、4~5人同行にて鳥	
		海山へ登る。その夜は八丁坂に一宿して2日に頂上。本社は	
		跡形なし。七高山の手前に径6~70間の穴あり。近寄るに	
		山岳鳴動、ただ真暗闇になり、大石小石、雨、霰玉のごとく	
		七高山の半腹に降る。身の毛のいや立つ恐ろしき心地して帰	
		3.	
		7月7日、荒瀬郷草津村、赤剝村の者あわせて11人登山、	
		行者岳より七高山に登る道に煙気上り、大焼の土石、雨のご	
		とく降る。なかに大石もあり、草津の者7、赤剥の者1人、	
		石に打たれて死す。	
		この日雨降る。日向川、月光川の2流は灰水にて、雑魚類多	
		く死して流れる。10日、13日、噴火の音、雷のごとし。4	
		~5日は煙気立ち覆いて見えず、10日ばかり過ぎて見るに、	
1011	nate . L .	七高山と荒神岳との間に厳々たる大岳涌出したり。	-
1811	噴火	鳥海山噴火後、焼けも薄くなり、この年、新岳の地を均して	1
		本社を建つ。その後も少しずつ煙気もありて9・10年まで	
1001	中本。」。	にて焼け止まる。	-1
1821	噴火	4月22日、鳥海山噴火。破方口と新山との間の谷合、七高	1
1000	時点 (の)	山の後の矢島道のあたり焼け破る。70~100間もあるべし。	-1
1822	噴火(?)	4月29日より5月まで灰のようなる物降り、草木の葉にか	1
		かりて色づく。なめてもなんの味もない。山には別して多く	
1834	噴火	降る。人々奇異の感あり。 鳥海山で噴火。川魚、稲作に被害	3
1974	噴火	3月1日、鳥海山が153年ぶりに噴煙をあげる。	1
1314	'误八	O Л I 日 、 阿15円12 100 十分ソに関圧とめける。	1

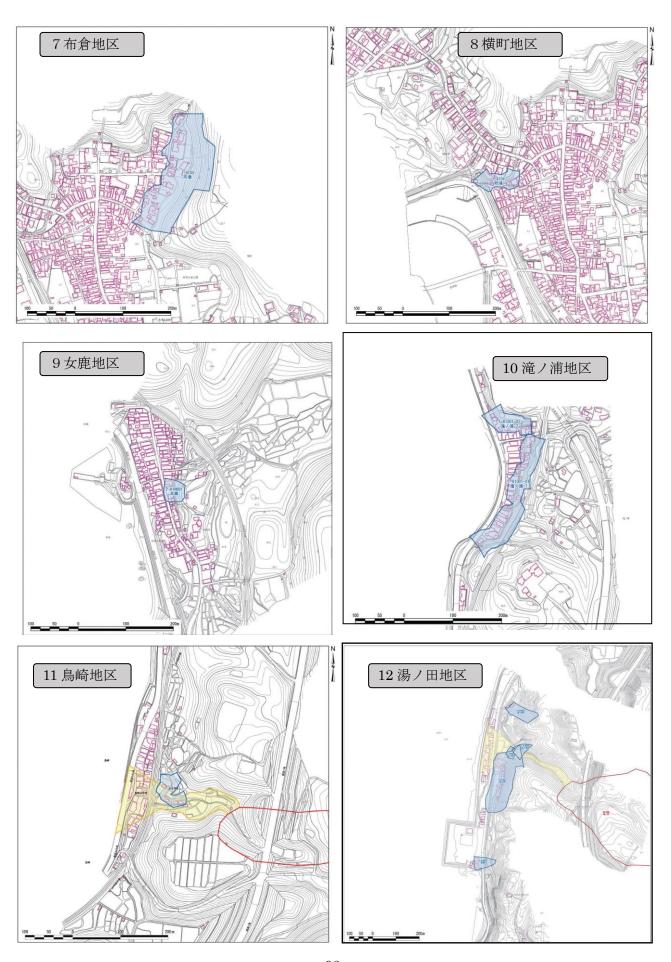
出 典

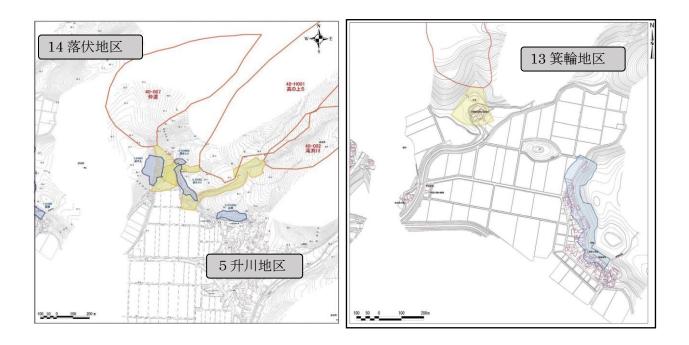
- 1:遊佐町史編さん委員会(1994):『改訂遊佐町史年表』遊佐町、503 p
- 2: 菅原傅作編(1984): 『月光川史』月光川水害予防組合、679 p
- 3:植木貞人 (1981): 鳥海山の活動史。文部省科学研究費『噴火災害の特質と Hazard Map の作製およびそれによる噴火災害の予測の研究』、p33-37。
- 4:字佐美龍夫(1987):『新編日本被害地震総覧』東京大学出版会、434 p。
- 5:山形地方気象台:山形県内に被害を及ぼした主な地震
- 6:山形県:主な地震記録と被害概況

3 災害危険箇所

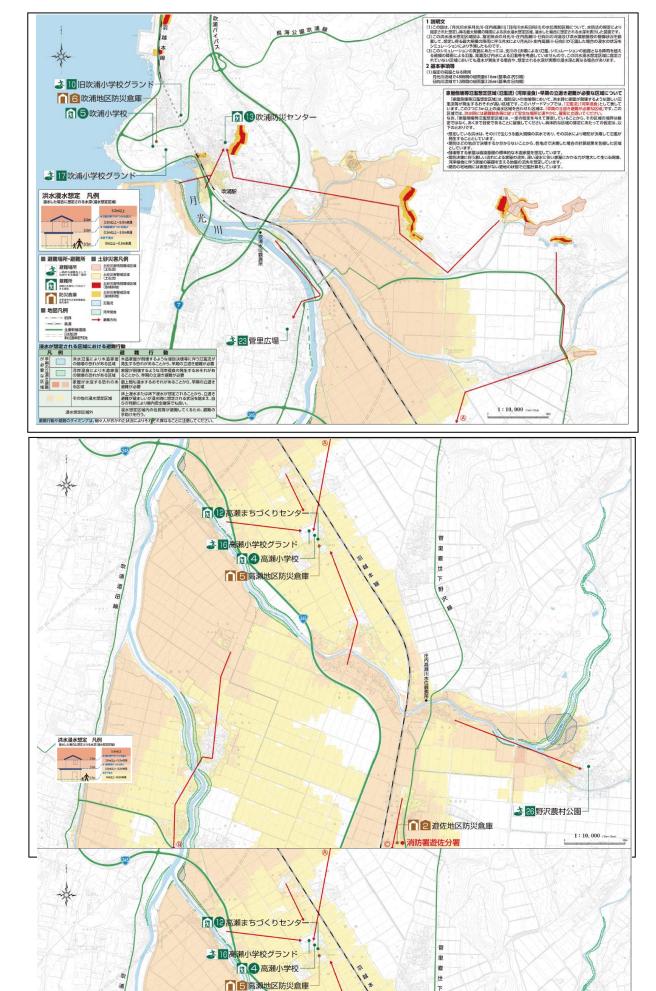
(1) 遊佐町土砂災害警戒区域図



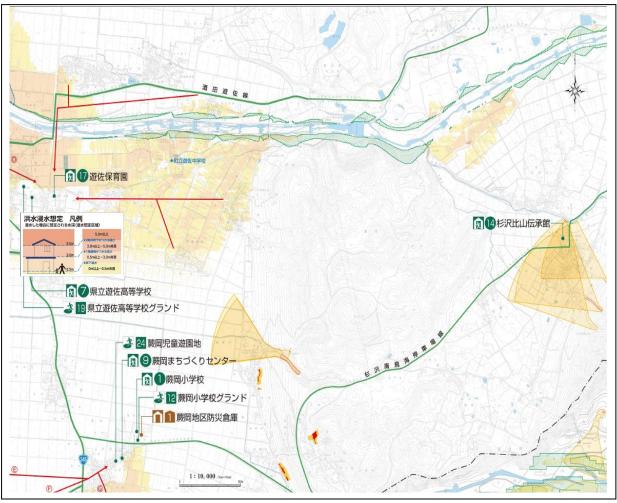


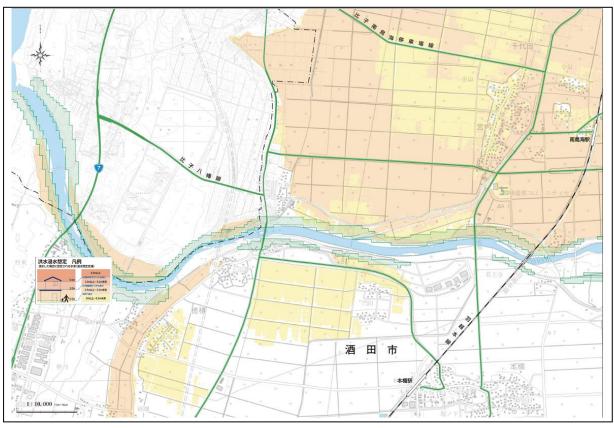


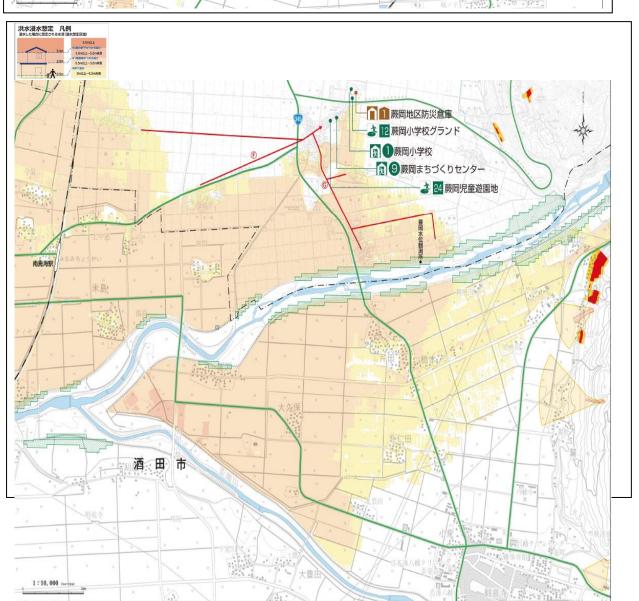
(2) 遊佐町洪水ハザードマップ



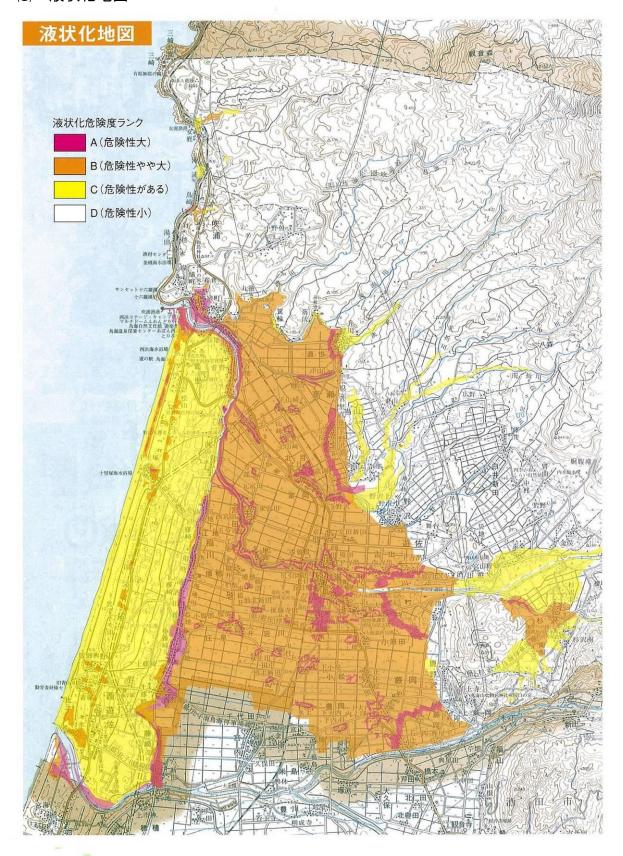






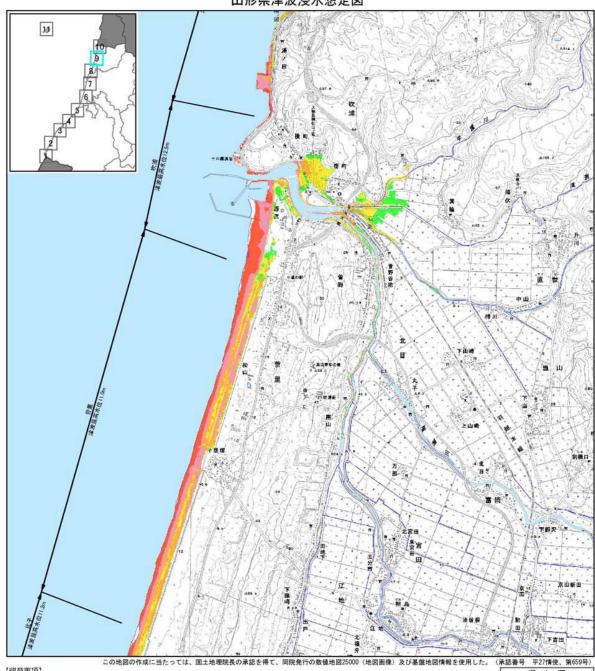


(3) 液状化地図



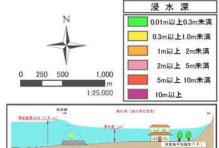
(4) 津波浸水想定図

山形県津波浸水想定図



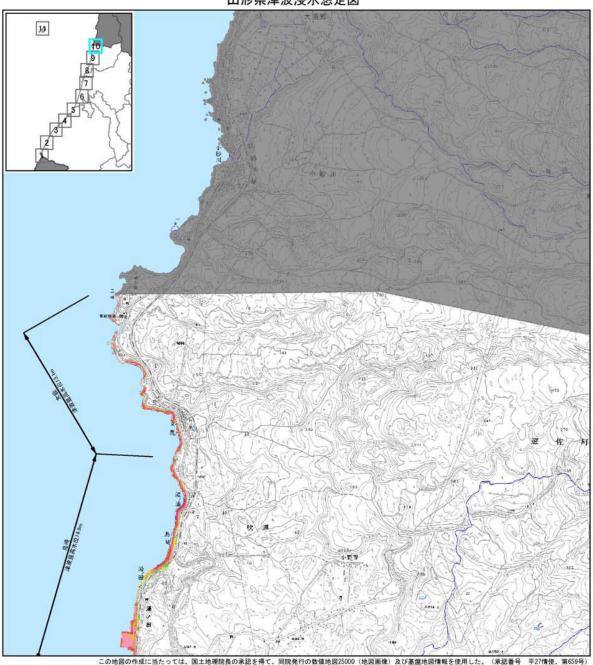
○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について (解説)」をご参照ください。

- ○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものであり、「最大クラスの津波 (L2津波)」が悪条件下において発生した場合に想定される、浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を 表したものです。
- 「最大クラスの津波(L2津波)」は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が 想定される津波から設定したものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではあ
- ○漫水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合が あります。
- 「津波浸水根定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。○浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、 実際には水位が変化することがあります。○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

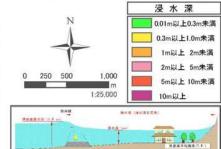


作成者:山形県 作成年月:平成28年3月

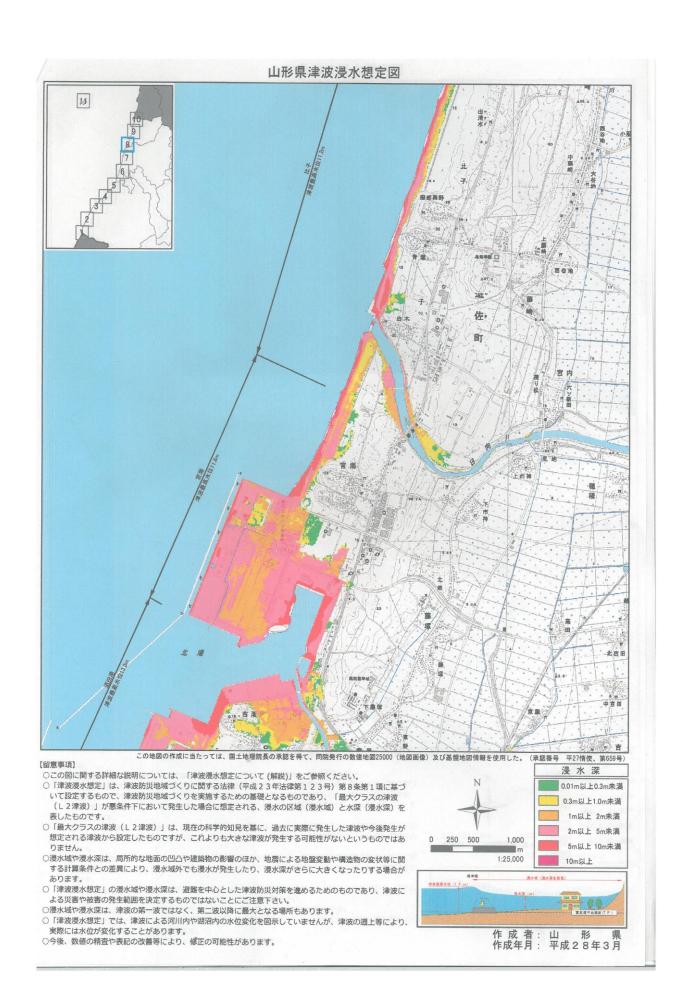
山形県津波浸水想定図



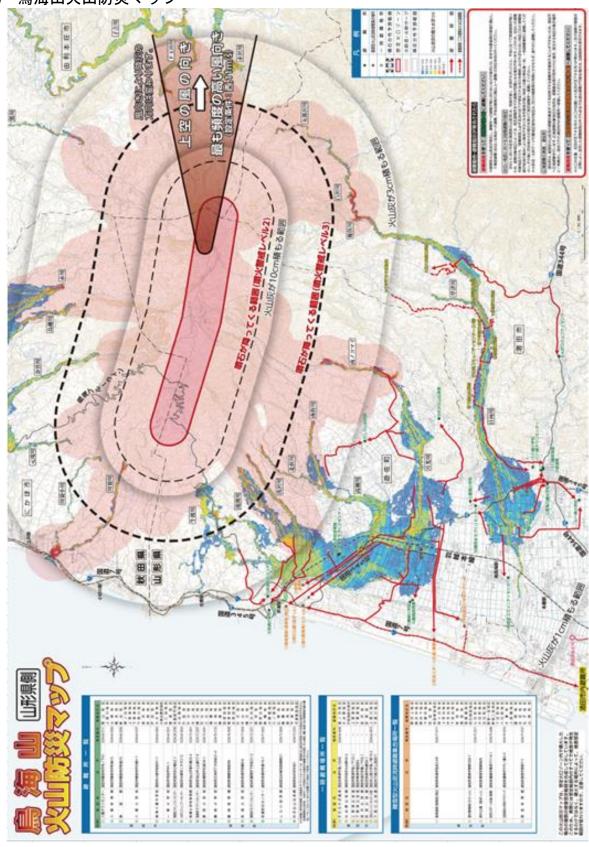
- ○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について (解説)」をご参照ください。 ○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものであり、「最大クラスの津波 (L2津波)」が悪条件下において発生した場合に想定される、浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を 表したものです。
- ○「最大クラスの津波 (L 2 津波)」は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が 想定される津波から設定したものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではあ
- りません。 〇浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合が あります。
- ○「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波に
- よる災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。 ○浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。 ○「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、 実際には水位が変化することがあります。
- ○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。



作 成 者: 山 形 県 作成年月: 平成28年3月



(5) 鳥海山火山防災マップ



(6) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

				自主防災	指定の状況		
	番号	所在地	箇 所 名	自然現象	組織名	警戒区域	特別警戒区域
	1	杉沢	タテソ沢	土石流	11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	0	指定なし
	2	杉沢	フクバラゾ	土石流	杉沢南	0	指定なし
	3	杉沢	フクベラゾ	土石流		0	0
	4	上蕨岡	村前2	急傾斜地の崩壊	上蕨岡	0	0
	5	大蕨岡	村前1	急傾斜地の崩壊	大蕨岡	0	0
	6	鹿野沢	金刀比羅川	土石流		0	0
	7	鹿野沢	大沢川	土石流	鹿野沢	0	0
	8	鹿野沢	家の平	急傾斜地の崩壊	庇野八	0	0
	9	鹿野沢	家の平2	急傾斜地の崩壊		0	0
	10	直世	ノシド沢	土石流	中山	0	0
	11	直世	山居	急傾斜地の崩壊	升 川	0	0
	12	吹浦	公園下	急傾斜地の崩壊	女 鹿	0	0
	13	吹浦	滝ノ浦−1	急傾斜地の崩壊	滝ノ浦	0	0
	14	吹浦	滝ノ浦-2	急傾斜地の崩壊	1电/1m	0	0
	15	吹浦	谷地ノ子	土石流	鳥崎	0	0
	16	吹浦	神社裏	急傾斜地の崩壊	WA HHI	0	0
	17	吹浦	湯ノ沢	土石流		0	0
	18	吹浦	湯ノ田1	急傾斜地の崩壊		0	0
	19	吹浦	湯ノ田2	急傾斜地の崩壊	湯ノ田	0	0
	20	吹 浦	湯ノ田3	急傾斜地の崩壊	1997 E	0	0
_	21	吹浦	湯ノ田4	急傾斜地の崩壊		0	0
_	22	吹浦	西楯 1	急傾斜地の崩壊		0	0
	23	吹浦	吹浦	急傾斜地の崩壊	横町一	0	0
	24	吹浦	布倉	急傾斜地の崩壊	布 倉	0	0
	25	直世	滝渕川	土石流		0	0
	26	直世	仲道	土石流		0	0
	27	直世	高の上	急傾斜地の崩壊	落伏	0	0
L	28	直世	高の上2	急傾斜地の崩壊		0	0
L	29	直世	高の上3	急傾斜地の崩壊		0	0
L	30	直世	高の上5	土石流		0	0
-	31	吹浦	牛渡川	土石流	箕 輪	0	0
-	32	直世	箕輪	急傾斜地の崩壊	,,	0	0
	計	32			14	32	30

⁽注) ○印は、指定済みの区域である。

(7) 土石流危険渓流

				流域	保 全 対 象						
水系	河川名	渓流名	字 名	面積	戸数	道路	鉄道	学校	その他		
				(km²)	, ,,,	(km)	(km)	, 100	C 17 [
月光川	牛渡川	牛渡川	吹浦	2.20		0.00	0.00	0	公1		
月光川	滝渕川	滝渕川	落伏北	4.94	2	0.00	0.00	0			
月光川	庄内熊野川	タテソ沢	杉沢南	0.10	21	0.00	0.00	0			
月光川	庄内熊野川	フクバラゾ	杉沢南	0.10	36	0.00	0.00	0	公3郵1		
		谷子沢	鳥崎	0.10	7	0.00	0.00	0	公1		
		湯ノ沢	湯ノ田	0.20	5	0.00	0.00	0	公1		
月光川	滝渕川	滝渕川	落伏南	0.21	7	0.00	0.00	0	公2		
月光川	鹿野沢川	鹿野沢川	鹿野沢	0.47	28	0.00	0.00	0	公1		
		女鹿	女鹿	0.70	34	0.00	0.00	0			
月光川	洗沢川	洗沢川	洗沢	0.64	7	0.00	0.00	0			
			布倉	0.01	3	0.00	0.00	0			

公:公共施設 郵:郵便局

(8) 急傾斜地崩壊危険個所(自然斜面)

	位	置	ţ	也 形	<i>[</i>	オー	地	質	湧水等	崩	Į.	公共	的 物		共 設	他事	卢 福公址出	協
箇所名	地区	字 名	傾斜角	長さ(m)	高 (m)	バーハング	種類	表土厚さ	小等の有無	崩壊の有無	人家戸数	種類	棟数	種類	長 (m)	業の 区域 指定	急傾斜地崩 壊危険区域 の指定	施工状況
滝ノ浦	吹浦	滝ノ浦	70	135	15	無	安口	a	無	無	16			JR	130	雪	H14. 6. 4	H11 H12 H13
吹浦	吹浦	横町	45	110	9	無	砂ハ	b	無	無	5			町道	30	雪	S63. 3.11	H15
布倉	吹浦	布倉	34	180	20	無	火ハ	a	無	無	11			町道	35	雪保		
箕 輪	直世	箕輪	45	510	15	無	安口	а	無	無	17	公民館	1	町道	260	雪	S44. 12. 26 H 5. 10. 5	S60
高ノ上	直世	高ノ上	45	260	20	無	砂口	b	無	無	9			町道	120	雪	H11. 3. 25 H14. 12. 20	
家ノ平	鹿野沢	家ノ平	34	360	20	無	砂口	b	無	無	13			町道	130	雪		
村前(1)	大蕨岡	村前	34	300	20	無	砂ハ	a	無	無	11			県道 町道	150 150	雪		
村前(2)	大蕨岡	村前	32	200	50	無	砂口	b	無	無	10			その他 の道路	170	雪		

(9) 山腹崩壊危険地区

乜	位置		置		治山		公	共	施	設 等	
				保安林等	事業	人家	49	9	4	公共	道
地	4-4	地	12,	林	進捗	50 戸	\sim	\sim	戸	施設	
地	域	地	区	寺	状況	以上	10	5	以	(道路を	路
							戸	戸	下	除く)	
吹	浦	上山	E平	有	一部概成		20			1	
蕨	岡	城	出	有	概 成		10			1	
吹	浦	西	楯	有	一部概成				2	1	国
遊	佐	山	根	有	無						町

(10) 崩壊土砂流出危険地区

位	置	保安	治山 事業		公	共	施	設 等	
地域	地区	林等	進捗状況	人家 50戸 以上	49 ~ 10 戸	9 ~ 5 戸	4 戸 以 下	公共 施設 (道路を 除く)	道 路
吹浦	滝ノ脇沢	無	無				4	1	国
吹浦	湯ノ沢	無	無		15			1	国
鹿野沢	天狗森沢	有	一部概成		15			1	町
杉沢	フクベラ沢	無	無		25				県
杉 沢	鳥向沢	有	概成		18				県